

# 学 生 便 覧

2019年度入学者用  
(平成31年度)

神戸大学大学院経営学研究科  
神戸大学経営学部

# 教育基本法（抄）

（平成18年12月22日 法律第120号）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## （教育の目的）

**第1条** 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## （教育の目標）

**第2条** 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

# 学校教育法（抄）

（平成26年6月27日 法律第88号）

**第83条** 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

## 2019年度 経営学部 授業日程表

## 学部

## 【前期】

2019年

【第1クォーター】4月 1日(月)	前期開始日 学部3年次編入生オリエンテーション
4月 2日(火)	学部新入生オリエンテーション
4月 3日(水)	学部新入生健康診断
4月 4日(木)	入学式, 学部新入生オリエンテーション
4月 5日(金)	前期・第1クォーター(1Q)授業開始
4月 8日(月)	学部4年生女子健康診断(午後)
4月10日(水)	学部4年生男子健康診断(午前)
4月15日(月)	学部3年生男子・女子健康診断(午後)
4月19日(金)	学部2年生男子・女子健康診断(午後)
5月 6日(月)	月曜日の授業実施日
5月15日(水)	本学創立記念日(水曜日の授業実施日)
5月31日(金)～6月 6日(木)	第1クォーター(1Q)授業・定期試験期間
6月 7日(金)	授業・定期試験期間(1Q)の予備日 第1クォーター(1Q)終了日
【第2クォーター】6月10日(月)	第2クォーター(2Q)授業開始
7月15日(月)	月曜日の授業実施日
7月29日(月)～8月 2日(金)	第2クォーター(2Q)授業・定期試験期間
8月 5日(月)	授業・定期試験期間(2Q)の予備日 第2クォーター(2Q)終了日
8月 6日(火)	夏季休業開始日
9月30日(月)	夏季休業終了日・前期終了日

## 【後期】

2019年

【第3クォーター】10月 1日(火)	後期開始日 後期・第3クォーター(3Q)授業開始
10月14日(月)	月曜日の授業実施日
11月9日(土)、11月10日(日)	六甲祭
11月20日(水)	月曜日の授業実施日
11月21日(木)～11月27日(水)	第3クォーター(3Q)授業・定期試験期間
11月28日(木)	授業・定期試験期間(3Q)の予備日 第3クォーター(3Q)終了日
【第4クォーター】11月29日(金)	第4クォーター(4Q)授業開始
12月25日(水)	冬季休業開始日 水曜日の授業実施日
12月26日(木)	木曜日の授業実施日
12月27日(金)	金曜日の授業実施日
2020年 1月 6日(月)	月曜日の授業実施日
1月 7日(火)	火曜日の授業実施日 冬季休業終了日
1月17日(金)	大学入試センター試験準備(3時限から休講)
1月24日(金)	3時限から授業
1月28日(火)～2月3日(月)	第4クォーター(4Q)授業・定期試験期間
2月 4日(火)	授業・定期試験期間(4Q)の予備日 第4クォーター(4Q)終了日
3月25日(水)	学位記授与式(学部・博士課程前期課程・専門職学位課程)
3月31日(火)	後期終了日

## 2019年度 経営学研究科 授業日程表

### 【前期】

2019年	3月23日(土)	専門職学位課程新入生オリエンテーション
	4月 1日(月)	前期開始日
	4月 4日(木)	博士課程(前期・後期)新入生オリエンテーション
	4月 5日(金)	入学式 前期授業開始
	4月 9日(火)	博士課程(前期・後期)演習開始日 大学院新入生健康診断(午後)
	5月 6日(月)	大学院健康診断(午前:男子 午後:女子)
	5月15日(水)	月曜日の授業実施日
	5月31日(金)～6月6日(木)	本学創立記念日(水曜日の授業実施日)
	6月 7日(金)	学部1Q定期試験期間のため休講
	7月15日(月)	授業・定期試験期間(1Q)の予備日
	7月29日(月)～8月2日(金)	月曜日の授業実施日
	8月 5日(月)	学部2Q定期試験期間のため休講
	8月 6日(火)	授業・定期試験期間(2Q)の予備日
	9月25日(水)	夏季休業開始日
	9月30日(月)	博士課程後期課程学位記授与式 夏季休業終了日・前期終了日

### 【後期】

2019年	10月 1日(火)	後期開始日・後期授業開始
	10月14日(月)	月曜日の授業実施日
	11月 9日(土)、11月10日(日)	六甲祭
	11月20日(水)	月曜日の授業実施日
	11月21日(木)～11月27日(水)	学部3Q定期試験期間のため休講
	11月28日(木)	授業・定期試験期間(3Q)の予備日
	12月25日(水)	冬季休業開始日
	12月26日(木)	水曜日の授業実施日
	12月27日(金)	木曜日の授業実施日
2020年	1月 6日(月)	金曜日の授業実施日
	1月 7日(火)	月曜日の授業実施日
	1月17日(金)	火曜日の授業実施日
	1月24日(金)	冬季休業終了日
	1月28日(火)～2月3日(月)	大学入試センター試験準備(3時限から休講)
	2月 4日(火)	3時限から授業
	3月24日(火)	学部4Q定期試験期間のため休講
	3月25日(水)	授業・定期試験期間(4Q)の予備日
	3月31日(火)	博士課程後期課程学位記授与式
		学位記授与式(学部・博士課程前期課程・専門職学位課程)
		後期終了日

# 目 次

教育基本法（抄），学校教育法（抄）  
平成31年度（2019年度）経営学研究科・経営学部 授業日程表

## 序

経営学研究科・経営学部で学ぶ	1
沿革及び概要	13
経営学研究科・経営学部 ディプロマ・ポリシー（DP）	16
経営学研究科・経営学部 カリキュラム・ポリシー（CP）	19
<b>1. 教学規則関係</b>	
神戸大学教学規則	35
神戸大学学位規程	68
神戸大学共通細則	81
神戸大学学生懲戒規則	86
神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	88
「GPA」について	89
<b>2. 全学共通授業科目関係</b>	
神戸大学全学共通授業科目履修規則	95
追試験に関する内規（全学共通授業科目関係）	101
協定に基づき留学する学生の全学共通授業科目の期末試験の取扱いに関する申合せ	102
交通機関の運休，気象警報の発表，避難勧告・避難指示の発令時における授業， 定期試験の休講措置について	103
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	106
全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ	107
全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて	108
全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規 「全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規」について の申合せ	109 111
ギャップタームを活用する学生に対する全学共通授業科目（英語必修科目）の成績評価 について	112
編入学者の全学共通授業科目の履修に関する申合せ	114
<b>3. 学部規則関係</b>	
神戸大学経営学部規則	119
神戸大学経営学部高度教養科目に関する内規	130
科目ナンバリングの導入について	132
履修科目の登録の上限に関する細則	134
単位修得状況審査細則	136
既修得単位の認定に関する細則	137
早期卒業に関する細則	138
成績評価基準に関する細則	139
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申し合わせ	140
追試験に関する内規	141
定期試験，定期試験に代わるレポートの不正行為に関する措置についての内規	143
研究指導細則	144
研究指導論文の提出について	146
研究指導論文の書式等について	148

#### 4. 経営学部学生関係

経営学部学生のための学習の手引	151
経営学特別学修プログラム (honors program) の概要	158
会計プロフェッショナル育成プログラム	160
国際経営5年プログラム (KIMERAプログラム) について	162
Kobe International Business Education and Research (KIBER) Program	165
神戸大学E S Dコース実施要領	167
神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラムコース実施要領	172
学生の心得	175
専門科目の取扱いについて	177

#### 5. 研究科規則関係

神戸大学大学院経営学研究科規則	189
神戸大学大学院経営学研究科履修細則	207
神戸大学大学院経営学研究科前期課程GMAP in Management (SESAMI)プログラム履修 コース履修細則	211
博士課程前期課程GMAP in Management (SESAMI)プログラム履修生の早期修了要件に 関する申し合わせ	213
神戸大学学位規程経営学研究科細則	214
大学院博士課程の標準的タイム・テーブル	216
課程博士論文等提出のフローチャート	218
学位論文評価基準について	219
経営学研究科「課程後博士」について	220
神戸大学大学院経営学研究科前期課程Global Master Program in Management (SESAMI) プログラム及び後期課程SESAMIプログラム実施要項	221
前期課程GMAP in Management (SESAMI)コース及び後期課程SESAMIコースの標準的 タイム・テーブル	228
神戸大学大学院経営学研究科博士課程総合学力試験実施要項	230
博士課程後期課程演習単位修得認定試験細則	233
博士課程後期課程の早期修了要件に関する申し合わせ	234
神戸大学大学院経営学研究科研究生規程	235
神戸大学大学院経営学研究科科目等履修生規程	238
成績評価基準に関する内規	241
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申し合わせ	243
在学者の学位論文作成要領 (博士)	244
博士課程後期課程演習単位修得認定試験に係る資料作成に関する申合せ	247
修士論文, 専門職学位論文及び第2論文作成に関する申し合わせ	251
博士論文の公表に関する申合せ	254

#### 6. 経営学研究科学生関係

大学院生のための学習の手引	257
神戸大学大学院経営学研究科の教育体系について	258
博士課程本科コース (本科学生) 履修のガイドライン	265
科目ナンバリングの導入について	273
博士課程本科コース前期課程学生のための後期課程への進学・編入学ガイド	275
博士課程前期課程GMAP in Management (SESAMI)コース及び後期課程SESAMIコース 履修のガイドライン	277

博士課程前期課程GMAP in Management (SESAMI)コース学生のための後期課程への 進学ガイド	279
MBAコース（専門職大学院）履修のガイドライン	280
専門職学位課程（MBAコース）の標準的タイム・テーブル	286
専門職学位課程（MBA）学生のための進学・編入学ガイド	287
学生生活について	289
<b>7. 大学間交流協定</b>	
学部間交流協定（海外）	297
大学院間交流協定（海外）	299
交流協定校への留学要項（海外）	301
大学院間交流協定（国内）	302
<b>8. 奨学及び福利厚生に関する規程関係</b>	
授業料及び授業料免除制度	305
神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	306
奨学制度	310
学生アルバイトの紹介業務について	311
就職に関する相談・情報収集について	312
神戸大学学生健康診断規程	313
健康診断及び保健管理センター	315
<b>9. その他規程等</b>	
協議会及び学部集会規程	321
神戸大学経営学部学生自治会規約	324
「協議会及び学生集会規程」に関する学生自治会規約	328
神戸大学大学院経営学研究院院生協議会規約	329
<b>10. 諸資格取得の手びき</b>	
国家公務員採用試験について	335
公認会計士試験について	335
税理士試験について	335
<b>附 録</b>	
経営学部入学志願者数及び入学者数	339
卒業者数	341
経営学研究科入学志願者数及び入学者数	342
修了者・単位修得者数	343
一般社団法人凌霜会定款	344
経営学研究科・経営学部教員専攻別一覧表	346
六甲台キャンパス建物配置図，平面図	348



# 経営学研究科・経営学部で学ぶ

経営学研究科長・経営学部長 上 林 憲 雄

## はじめに

新たに神戸大学経営学研究科・経営学部の学生になられた皆さんは、これから始まる大学での学修を楽しみにしておられることでしょう。大きな期待感と同時に、他方で漠然とした一抹の不安を感じてられる方もおられるかも知れません。

大学での勉強は、高校までの勉強と大きく異なります。実は、大学に入ってから勉強は、正確にいうと「勉強」ではありません。勉強という日本語は「勉めて強いる」と書きます。つまり、いやなことを無理矢理、仕方なしにしぶしぶやるというニュアンスが勉強という言葉には含まれています。受験勉強はその典型です。大学に合格するために、入試問題を解き、そこでいかに高い点数を上げるかが競われるのが受験です。入試では問題はあらかじめ与えられるものであり、出題者が想定した正解が最初からきっちり存在するのであって、それに合わない解き方や解答をすると高い点数はとれません。受験勉強や入試で出された問題を解くのをゲーム感覚的に楽しめる人も居るかもしれませんが、それが解けて心底楽しかったという人は居ないと思います。入試に合格するために仕方なしにやっていた、やらされていたというのが実情でしょう。

しかし、大学に入ってから学修は、こうした正解があらかじめ存在しているような問題を解くことに限りません。むしろ、どこにどういった問題があるのかを新たに自分で発見し、その問題を自らの言葉で定式化し、その問題に対して自分で答を見つけていく、これが大学での勉強です。大学でのこういう勉強の側面は通常「研究」と呼ばれます。研究には勉強とは違った、自由な自分なりの発想やユニークさが重要になってきます。すでに存在している枠組みをいったんは素直に理解し、そのうえでそれに批判的な吟味を加え、自分なりに自由に思考を組み立てていこうとするのが「研究」です。事前に準備された問いをいやいや無理矢理解いて唯一の正解を求めようとするのではなく、自ら主体的に求め、楽しみながら取り組み、自分なりのユニークな解を導き出そうとするのが大学における学修スタイルの基本です。勉強が強制され受動的なものであるのに対し、研究の本質は主体的な自由にこそ――誤解を恐れずにいえば「遊び」に――あるとあっていいでしょう。換言すれば、大学での学修は受験勉強の延長線上にあるのではなく、むしろ精神的な自由に根差した「遊び」により近いものだという事です。

もっとも、こうした「研究」が自由に楽しくできるようなレベルにまで達するには、もちろんある程度の勉強も必要になってくるのは事実です。いま学ぼうとしている学問領域がどのような領域であり、だいたいどういうことがわかっているかを知るまでは、しっかり勉強しないとイケません。技術的な訓練もそれなりに必要でしょう。しかし、重要なことは、そうした「勉強」レベルにとどまっていたのでは大学で

の学修の面白さは全く味わうことができないということです。大学では、たとえ同じ問いであっても、人や立場によって全然違うアプローチや解答が導かれる場合がままあります。なぜ同じ問題なのに違った解が導かれるのか。この違いの原因や解の多様性、複雑性を理解しようとする息の長いプロセスこそが面白いのであり、これこそが大学における学びの基本型なのです。いわば「勉強」に“遊び”心を加味しながら長期視点で取り組むことを通じ、初めて大学での「研究」になると表現できるかも知れません。

例えば、皆さんがこれから所属することになるゼミナールという授業形態の正式な呼び方は「研究指導」です。皆さん一人ひとりが、自らの自由な発想に基づき問いを立て、それに答えようとするのが研究であり、指導教員やゼミ生相互の議論を通じてその研究をまとめたものが卒業論文として実を結びます。大学院ではそれはさらに高度なものとなり、修士論文や博士論文という形で結実することになるわけです。

神戸大学経営学研究科・経営学部では、皆さんの学修生活が受験勉強とは全く違った、主体的で面白いものになるよう、教職員一丸となって全力でサポートする体制が整備されています。皆さんには、これまでの勉強の世界とは本質的に異なる「自由の精神」が何にもまして重んじられる場にやって来たのだという認識を新たにもっていただき、これからの学修に取り組んでいただきたいと心から願っています。

以下、神戸大学経営学研究科・経営学部について詳しく説明していきましょう。

## 1 伝統と革新：経営学研究科・経営学部の歴史

神戸大学大学院経営学研究科・経営学部は、神戸大学の中核的部局として輝かしい伝統をもつと同時に、伝統を大切にしつつも、絶えざる革新を通じて、広く世界の中で日本の経営学の教育と研究の中心としての役割を果たしてきました。

そのルーツは、1902（明治35）年3月に神戸市葺合区（現中央区）筒井ヶ丘に設立され、1903（明治36）年5月15日に開校した旧制官立神戸高等商業学校までさかのぼることができます。2002（平成14）年には、創立百周年を祝い、次の百年の歴史を既に歩み始めているところです。

神戸高等商業学校は、日本の産業社会の発展を支える人材の育成を目的として、1887（明治20）年に東京に設けられた高等商業学校（神戸高等商業学校の設立に伴って1902（明治35）年に東京高等商業学校に改称：現在の一橋大学のルーツ）に次ぐ全国で2番目、そして、西日本で最初の官立高等商業学校です（なお、神戸高等商業学校は、兵庫県内に設けられた最初の官立高等教育機関でもありました）。高等商業学校を含む旧制の高等専門学校は、東京や京都などに設置された帝国大学とは別に、商学・医学・薬学・工学・農学などの特定学問分野における高等専門教育を企図した高等教育機関でした。

西日本に官立2番目の高等商業学校を設置するにあたり、神戸市と大阪市との間で激しい誘致運動が繰り広げられました。最終的には、1900（明治33）年1月の衆議院本会議における採決の結果、わずか1票差で神戸市に設置することが決定されました。このため、大阪市は独自で高等商業学校を設置する途を選び、それまでの市立大阪商業学校を改組・昇格させて、1901（明治34）年4月に市立大阪高等商業学校（1919（大正8）年2月に大阪市立高等商業学校に改称：現在の大阪市立大学のルーツ）を設立しました。

神戸高等商業学校は、1920（大正9）年4月に東京高等商業学校が改組されて商学・経済学系の単科大学である東京商科大学に昇格した後を追って、1929（昭和4）年4月にその組織を変更して神戸商業大学に昇格しました。1934（昭和9）年7月には、学舎も、かつての筒井ヶ丘から、現在の灘区六甲台に新築・移転しました。1928（昭和3）年4月には大阪市立高等商業学校が改組されて大阪商科大学が設立されていますので、ここに「三商大」が鼎立することになりました。

旧制の「七（九）帝大」に対して「三商大」を構成した神戸大学と一橋大学・大阪市立大学は、特に経営学（商学）や経済学分野を中心として相互に深い関わりをもち、現在でもこれら三大学の間では、教員レベルでの研究の交流だけでなく、大学院・学部の学生レベルでの勉学やスポーツの定期的な交流が行われています。

神戸商業大学は、第二次世界大戦の戦時体制が進む中で、1944（昭和19）年10月に神戸経済大学に名称変更を迫られました（同様に、東京商科大学も東京産業大学に改称）。敗戦後の1946（昭和21）年8月に神戸経済大学に経営学を中心に経済の実態を研究するための附属経営学専門部が設置され、翌1947（昭和22）年6月には夜間開講の第二学部が設置されています。

そして、1949（昭和24）年5月に、新制大学制度の下で、兵庫県下にあった旧制の姫路高等学校や神戸高等工業専門学校などを統合して、新制神戸大学が発足するとき、神戸経済大学はその中核となり、3つの学部に分かれました。1つは経営学部であり、他は経済学部と法学部です。

経営学部の設立にもエピソードが残されています。多くの旧帝国大学や旧高商系の国立大学がそうであるように、経済学系と経営学系（商学系）を合わせた大きな経済学部とするのか、それとも経済学系と経営学系を分離して2つの学部にするのかということが議論されました。結果的には、旧商大系の一橋大学や大阪市立大学と同様に、経済学部とは別の学部を設置することになりました。しかし、その名称については、一橋大学や大阪市立大学が商学部としたのに対して、神戸大学では、日本で最初に経営学の講義を開講し、経営学科を設置し、経営学士の学位を授与できるようになった伝統と実績を踏まえて、経営学部として出発することになりました。国公立大学を通じてわが国で最初の「経営学部」の誕生です。今日、世界的にみれば、経営学部という名称の方が支配的になっており、当時の教授陣の先見性には敬服します。

## 2 大学院重点化及び専門職大学院の設置

1953（昭和28）年に神戸大学に大学院が設けられたとき、経営学研究科も設置されました。修士課程と博士課程を備えた経営学系の大学院としてわが国で最初のものであり、国立大学の中では唯一のものです。長らく日本では、「経営学博士」は、神戸大学大学院経営学研究科だけが授与できる学位でした。これまでに授与した経営学博士（博士（経営学）を含む）は、2015（平成27）年3月末の時点で402人（課程博士282人、論文博士120人）です。また、商学博士（博士（商学））も132人（課程博士91人、論文博士41人）に授与しています。

神戸大学経営学部は、1998（平成10）年から2か年計画で大学院を重点化しました。大学院重点化とは、

大学院を基本とする大学を意味します。高度な研究能力をもつ研究科（学部）だけがその対象に選ばれました。神戸大学は、経済学・経営学（商学）系では、東京大学、京都大学、一橋大学、大阪大学の各経済学部に次いで、5番目の大学院重点化の対象となり、経営学系に限れば、日本で最初の大学院重点化を果たしました（なお、神戸大学で大学院重点化が認められたのは、経営学研究科以外には、経済学研究科・法学研究科・医学研究科のみです）。

経営学研究科は、大学院重点化が完成して以来、マネジメント・システム専攻、会計システム専攻、市場科学専攻、現代経営学専攻の4専攻体制で運営していましたが、2012（平成24）年4月から、経営学専攻の1専攻に改組されました。専攻の下には経営学講座、会計学講座、商学講座、研究科共通講座の4つの講座が設けられています。なお、この4つの講座に加えて、学内研究機関（経済経営研究所）との協力講座と、民間研究機関（株式会社野村総合研究所、G C A株式会社、アクセンチュア株式会社）との連携講座が設けられています。

経営学研究科は、1953（昭和28）年に設置されて以来、伝統的に大学その他の研究機関において経営学の高度な研究教育に従事できる人材の育成を主たる目的としてきました。経営学研究科では、現在、このような研究者育成コースのことを特に「P h Dコース」と呼んでいます。P h Dコースのカリキュラムは、これまでに数度大きく改革され、現在では、総合学力試験の導入等と併せて、一定の客観的水準を維持しつつ、学位（課程博士）の取得という最終成果への大学院学生（一般院生）の到達を円滑に促進できるように設計されています。

従来、大学院教育と言えば、もっぱら研究者の育成に主眼を置いてきました。しかし、近年、日本企業とそれを取り巻く国内外の社会経済環境が著しく変化する中で、社会人（ビジネスパーソン）に対するより高度な経営教育を求める社会的ニーズがますます高まっています。この社会的ニーズに対応すべく、1989（平成元）年、経営学研究科では、既存の「P h Dコース」とは別に、社会人を正規の大学院学生（社会人院生）として受け入れ、ビジネス経験を有する社会人を対象に大学院教育を実施する「社会人MBAコース（社会人MBAプログラム）」（ビジネススクール）を、全国の国立大学に先駆けて開設しました。ここでも、わが国初というフロンティア・スピリットが示されています。これは、伝統を大切にしつつも、絶えざる革新をおこなうことを通じて、広く世界の中で日本の経営学と教育と研究の中心的役割を果たしてきたことを示す1つの証拠と言えるでしょう。

2014（平成26）年に25周年を祝った神戸大学経営学研究科のMBAプログラムは、開設当初より「研究に基礎を置く教育」（Research-based Education）という基本コンセプトを掲げてきました。そこでは、実践に耐えうるものこそよい理論であるという考えから、わが国企業の経営教育を支えてきた従来の企業内研修や企業外の各種セミナーと異なる、大学院が経営教育において果たすべき役割を構想しました。この構想のもとで、大学ならではのアカデミックな研究を基礎とした高度な経営教育に基づく高度専門職業人（経営のプロフェッショナル）の育成を新たな大学院教育の目的とする社会人教育を昼夜開講制のもとで実験的に開始したのです。

その中で、「プロジェクト方式」と呼ぶ経営学研究科特有の新たなビジネス教育の方法を開発し、その

実績を踏まえ、2002（平成14）年4月に経営管理のための高度専門職業人の育成を目的にした「専門大学院」が設置されました。これは、制度上は、先に掲げた経営学研究科を構成する4つの専攻のうちの現代経営学専攻を改組し、その博士課程前期課程（修士課程）の部分を「専門大学院」と呼称することになったものです。なお、文部科学省による制度改編のため「専門大学院」は2003（平成15）年4月から「専門職大学院」へ移行しました。その意味で、「専門職大学院」の設置は、従来の「社会人MBAプログラム」の発展・拡充による再スタートと位置づけられます。専門職大学院となって以降も、絶えざる革新と拡充を続けています。

最近では、経済のグローバル化に適応できる人材の育成にも、経営学研究科は力を注いでいます。2013（平成25）より、共生の経営学と創造の経営学が融合した戦略的共創経営という研究教育領域を定義し、日本のビジネスシステムの強みを継承した形でのグローバルスタンダード（国際標準）の構築を理念とし、新規事業を「創造」し「共生」を推進する能力を兼ね備えた戦略的経営の専門家（戦略的共創経営人材）をグローバルな観点から養成することを目的とし、SESAMI（Strategic Entrepreneurship and Sustainability Alliance Management Initiatives）プログラムをスタートさせました。2015（平成27）からは、SESAMIプログラムの博士課程前期課程部分を、経済学研究科と法学研究科と連携・統合した「グローバルマスター・プログラム」（GMAPs: Global Master Programs）の一翼を担う、GMAP in Management（SESAMI）に再編しました。

### 3 学部教育の改革

大学院重点化の実現に伴い、専門的な研究教育活動の中心が大学院へと移行する中で、学部の学科体制は、経営学の総合的教育体制を確立するために、従来の経営学科、会計学科、市場システム学科、国際経営環境学科の4学科制から、経営学科1学科制に再編しました。学部の修業年限は4年です。

企業に代表されるさまざまな組織の経営（マネジメント）は大変複雑な現象です。経営学部では、経営にかかわる問題をあらゆる角度から考え、学ぶことができるように、広い意味での「経営学」を構成する経営学（狭義）、会計学、商学（市場科学）という3つの主要分野にわたって、包括的で体系的なカリキュラムが編成されています。経営学部に入學すればいずれの専門科目も自由に履修できます。同じルートをもつ経済学部と法学部で開講される科目も履修することができます。所定の課程を修了した者には、学士（経営学）または学士（商学）の学位が授与されます。

2016（平成28）年度からは、経営学部の教育目標である「豊かな教養、経営・経済・社会の全般にわたる基本的知識、経営に関する専門的知識、国際社会に通用する思考力、判断力及びコミュニケーション能力を備えた人材」の育成を体系的に行うことを目的として、経営学特別学修プログラムが開設されました。この教育プログラムは、学習能力に秀で、かつ意欲のある学生を対象とし、1年次後期（第3クォーター）から2年次末までの1年半の期間に、少人数教育（定員約30名）によって、3年次以降の本格的な専門教育をより深く理解し、そして社会に出てからは経営学部で学んだことを実際に活用する基礎となる学力を

鍛えようというものです。この教育プログラムを修了した学生には、修了証書を発行するとともに、成績証明書にもこの教育プログラム履修者であることを明記します。これらの修了証書や成績証明書の記載は、その学生が経営学で重要な基本的な考え方や研究方法を習得していることを、経営学部が公式に証明するものです。

研究教育のグローバル化に対応すべく策定された「グローバル・リンク計画」のもとで交流協定を結んでいる海外の主要提携大学については、在学期間中に授業料などを負担することなく留学する機会も設けられています。特に、2011（平成23）年から導入されたKIBER（Kobe International Business Education and Research）プログラムでは、3年次後期からの1年間の交換留学を充実した学習機会とするように、経営学部2年生を対象とした英語でのコミュニケーションスキルの授業を追加して、グローバルな社会で活躍できる経営人材を育成しています。この交換プログラムで1年間留学しても4年間で修了要件を満たすことができるように、カリキュラムは整備されています。

さらに、学部においてより専門性の高い教育を実現するために、2001（平成13）年から、公認会計士や税理士などの会計高度専門職業人を育成することを企図とした「会計プロフェッショナル育成プログラム」を開設しています。このプログラムは、大学院教育との連携による早期卒業制度を利用した学部3年＋大学院（博士課程前期課程）2年の5年一貫教育システムに基づくものであり、会計学だけでなく経営学の全般に関する高度な専門知識を有するCPA（公認会計士）等を育成し、社会に送り出すことを目的としています。

## 4 オープン・アカデミズム

経営学研究科では、学部も含めた研究教育活動を統合する基本理念として「オープン・アカデミズム」を掲げています。これは、旧制神戸高等商業学校時代の「学問の応用」、あるいは、神戸商業大学時代の「学理と実際との調和」という理念を現代的に再解釈したものであり、学理の探求のみに興じるのではなく、実学を重んじる伝統を背景に、常に時代のニーズを先取りし、大学としての主体性と自律性を保ちながら、社会、特に産業界との連携と相互交流の中で、「理論知」と「実践知」とを融合させ、現実の企業経営に根ざした「経営学」の創造とその社会的還元を目指そうとするものです。

このような理念を達成するために、経営学研究科では、次のようなさまざまな施策を講じています。

### ① トップ・マネジメント講座

1987（昭和62）年から、企業経営のトップとして活躍されている方々を非常勤講師（社会人講師）として任用し、現実の企業経営に裏打ちされた経験とその背後にある考え方（経営哲学）を講義を通じて直接披瀝してもらい「トップ・マネジメント講座」を毎年3～4科目ずつ開講しています。

### ② 社会人専任教員制度

1988（昭和63）年からは、教育研究活動のさらなる活性化を図るために、産業界との人的交流を進め、ともすれば同質的に陥りやすい専任教員の集団に異質なキャリアやバックグラウンドをもつ実務

家を加えることとし、民間の企業や研究機関・官庁・各種団体の第一線で活躍している優れた中堅管理者を専任の准教授として、また上級管理者を専任の教授として、一定期間任用する「社会人専任教員制度」を導入しています。

### ③ 社会人MBAプログラム（ビジネススクール）

1989（平成元）年から、全国の国立大学に先駆けて、将来の産業界の中核となるべき経営幹部（経営のプロフェッショナル）を目指す社会人で現実に企業その他の組織に籍を置く者を対象とした大学院レベルでの高度な経営教育を実施する「社会人MBAプログラム」を開設しています。このプログラムは、その後さまざまな改革等を経て発展・拡充され、2002（平成14）年から「専門大学院」として再スタートを切ったことは先に述べたとおりです。

### ④ 連携講座

大学院重点化が完成した1999（平成11）年に、国内の民間研究機関との連携講座方式を導入することにより、経営学研究科に蓄積された理論的・実証的研究の成果と、民間研究機関が有する実践的経験とを摺り合わせ、その相乗効果に基づく実証的・実践的な「経営学」の確立を目指して、株式会社野村総合研究所との間で「マネジメント・システム設計」講座、GCAサヴィアン株式会社との間に「事業価値評価」講座、およびアクセンチュア株式会社との間で「経営戦略システム設計」講座という3つの連携講座を設けています。

### ⑤ 現代経営学研究所

社会人を対象とした大学院レベルでの経営教育を展開するにあたり、企業経営に関する産学官民の連携と情報交流のプラットフォームを構築するために、1993（平成5）年に、経営学研究科の教員が主体となって「現代経営学研究学会」を設立しました。2004（平成16）年には、産学官民の連携と情報交流の機能をさらに強化するため、経営学研究科の教員が主体となって、非営利活動法人「現代経営学研究所（Research Institute of Advanced Management: RIAM）」を設立し、経営学研究科と現代経営学研究所の共同事業として、年1回のシンポジウム、年3回のワークショップ、および機関誌『ビジネス・インサイト』（季刊）の刊行などの活動を行っています。

## 5 どのような人材を育成するか：経営学研究科の教育目標

経営学研究科の大学院と学部におけるさまざまな活動を支えるのは研究活動です。企業その他の組織の現実の経営を無視できない学際的・応用的学問領域である経営学の特質をふまえて、「研究に基礎を置く教育」（Research-based Education）を展開するためには、経営学研究科が標榜している「オープン・アカデミズム」の理念のもとで、産業界との連携関係を深めることにより、経営に関する先端的問題を取り上げる研究を推進すると同時に、先端的研究の基盤となる基礎研究も重視する総合的な研究能力の向上が不可欠です。

学部・大学院における教育活動は、経営学研究科に所属する教員個々の多様な研究活動と、その結果と

して研究科に蓄積された研究成果の社会的還元活動の一環として位置づけられるものです。

## (1) 大学院教育

大学院重点化に伴い、専門的な研究教育活動の中心は学部から大学院へ移行することになりました。経営学研究科の場合、大学院での教育活動では、研究科の創設当初から重視されてきた研究者育成という機能に加えて、先に述べたように、近年、社会的ニーズが増大してきた社会人教育の機能が重視されるようになりました。したがって、経営学研究科の大学院教育のカリキュラムも、これら2つの機能を果たすために大きく二分されています。つまり、前者の機能は「PhDコース」の教育プログラムにより担われ、後者の機能は「社会人MBAコース」（ビジネススクール）の教育プログラムにより担われています。

これらの2つのコースで育成しようとしている人材は異なります。ただし、言うまでもなく経営学(広義)の分野では理論と応用は相互不可欠であり、両者の相違はその重点の置き方にあります。すなわちPhDコースでは理論により重点を置き、社会人MBAコースでは応用により重点を置いています。

### ① PhDコース

PhDコースの教育は、大学や研究機関等で高度な研究と教育に従事できる専門職業人の育成を目標としており、より具体的にいえば、以下のような能力を備えた人材の育成ということになります。すなわち、

- 広義の経営学（経営学（狭義）・会計学・商学）の全般ならびに関連する基礎的な学問分野の理論について高度な専門知識をもち、
- 経営学のある特定分野においてさらに深い専門知識に精通し、
- 当該分野において独創的な研究をおこなうことができる科学的方法論を修得した人材

このような目標を達成するために、PhDコースでは、博士課程前期課程2年+同後期課程3年、計5年一貫教育を基本としています。ただし、前期課程の2年間で修士の学位を取得し、公認会計士や税理士などの高度専門職に就くことも、また、民間の企業や研究機関、官庁等に就職することも可能です。このコースで要求される基本的能力は、広い意味での「経営学」の全般ならびに関連する基礎的な学問分野についての専門知識と科学的方法論です。

### ② 社会人MBAコース

もう1つの大学院教育である社会人MBAコース（ビジネススクール）の教育目標は、知識・産業社会の中核となるビジネス・エリートの育成に尽きます。より具体的には、以下のような能力を備えた人材の育成にあります。すなわち、

- 経営学（広義）の全般についての高度な専門知識をもち、
- 経営学のある特定分野について深い専門知識に精通し、
- 長期的でグローバルな視野から、具体的な経営上の問題を捉えることができ、
- 創造的な解決策を自ら提示し、適切な判断を下すことができる人材

このような教育目標を達成するため、経営学研究科では、先に述べた「研究に基礎を置く教育」(Research-based Education)のもとで、「プロジェクト方式」と呼ばれる、他大学のビジネススクールに例をみない独特の教育方法を考案し、実践しています。

このように、経営学研究科におけるP h Dコースと社会人M B Aコースという二つの教育プログラムは、それぞれ異なった目標のもとで教育がおこなわれています。しかし、経営学という学問分野の特質を考えれば、両コースを一つの研究科内に併置することの意義は大きく、両コース併置のシナジー効果により、企業経営に関する「理論知」と「実践知」の融合もまた期待できるものと考えられます。したがって、社会人M B Aコースの学生（社会人院生）によるP h Dコースの授業履修についても、逆に、P h Dコースの学生（一般院生）による社会人M B Aコースの授業履修についてもその途が開かれています。さらに、社会人M B Aコースの学生が当該コース修了後にP h Dコースの博士課程後期課程に編入学することも可能です。

## (2) 学部教育

大学院重点化の実現とともに、専門的な研究教育活動の中心は学部から大学院へと移行しましたが、経営学研究科では、神戸高等商業学校から神戸商業大学以来の伝統を受け継いで、日本の産業社会を支える有為な人材を育成するという学部教育の重要性も常に認識しています。

学部教育の目標は、端的に言えば、将来の日本の知識・産業社会をさまざまな側面で支える人材の育成、つまり21世紀の日本の知識・産業社会にあって、創造性に富み知的リーダーシップを発揮できる人材を育成することにつきます。もう少し具体的に述べれば、次のような能力を備えた人材の育成ということになります。すなわち、

- 企業その他の組織とそれを取り巻く環境との相互依存関係の本質を理解できるように、豊かな一般教養と経営学（広義）の全般にわたる基本的知識をもち、
- 経営に関する問題を把握し、それを解決するため、戦略的な意思決定を行える思考力と判断力をもち
- 経営に関する自分自身の考えを、国内だけでなく、海外の人々にも適切に伝えることができる表現力をもつ人材

このような人材を育成するために、経営学研究科が学部教育で特に重視している教育方法が2つあります。

もっとも重要なものは「ゼミナール」（研究指導）です。ゼミナールは、1人の指導教員のもとで少人数の学生が相互に討論しながら共同で学習を進める制度です。これは神戸高等商業学校以来の伝統をもつ教育方法であり、学部のみならず大学院を含めた経営学研究科の教育の根幹をなすものです。ゼミナールの目的は、問題を的確に把握し、それを解決するための思考力、判断力、さらに自分自身の考えを人に伝えるための表現力を養成することにあります。そのために、少人数での発表と討論を中心とした教育が行われます。大学は単に知識を獲得するための場所ではありません。知識という材料を基にし

て思考力や判断力などを身につける場所です。ゼミナールはそのための基本的なトレーニングの機会を提供するものです。

ゼミナールに所属しなくても卒業することは可能です。しかし、ゼミナールに所属せずに卒業することは、神戸ステーキの店に行ってステーキを食べずに帰るようなものです。必ずゼミナールに所属するようにしてください。ただし、2年次の後期にゼミナール所属学生を募集するとき、もし特定のゼミナールについて応募者が募集定員を上回った場合には選考がおこなわれます。ゼミナールの選考はそれまでの成績をもとにしておこなわれることが多いことも申し添えておきます。

学部教育で重視されている第二の教育方法は「外国書講読」です。これは専門分野でのコミュニケーション能力を養成するための授業科目であり、2科目が必修になっています。外国の主要な文献を外国語で読み、経営学の基本を理解するとともに、外国の考え方や表現方法を学習します。

グローバル化が著しく進展する中で、ビジネスの分野でも国際的に活躍できる人材が求められています。経営学研究科では、既述の「グローバル・リンク計画」のもとで、アメリカ・ヨーロッパ・アジアの主要大学と提携し、在学中に留学できる機会（留学先の大学の授業料免除など）を設けています。派遣学生の選考にあたっては、英語能力試験（TOEFL）の点数が重視されます。外国語（特に英語）によるコミュニケーション能力に磨きをかけておいてください。

## 6 経営学研究科（経営学部）関係の団体

経営学研究科（経営学部）に関係する二つの組織を紹介しておきましょう。

### (1) 現代経営学研究所

現代経営学研究所は、1993（平成5）年に経営学研究科の教員が中心となって設立した現代経営学研究学会を2004（平成16）年4月にNPO法人化した組織です。現代経営学研究所は、研究者（学界人）だけでなく、ビジネスの実務家や、学生（大学院・学部）の間での人的交流・情報交流のプラットフォームとして設立された、社会に開かれた研究組織です。経営学研究科とともに、「産学連携による実践的・先端的経営学の創造」をコンセプトに活動を行っています。

現在、現代経営学研究所は、その主たる事業として、①わが国の企業経営を取り巻く先端的テーマを取り上げ、産業界のトップによる基調講演、研究科教員による問題提起、学界・産業界・官界等の専門家によるパネル討議を含めた比較的大規模なシンポジウムを年1回開催するとともに、②テーマと対象を絞り、より深く議論する機会を提供するためのワークショップを年3回の頻度で、原則として経営学研究科の学舎内で開催しています。

また、③研究所の機関誌として『ビジネス・インサイト』（季刊）を刊行し、ビジネスの実務家が直面する問題を広く深く考える材料を提供することを目的として、企業のトップのインタビューや直近のワークショップで取り上げられたテーマについて毎号特集を組んでいます。

『ビジネス・インサイト』の目次や、シンポジウムおよびワークショップのテーマなどを参照してい

ただければわかると思いますが、経営にかかわるカレントなトピックスを取り上げ、広く深く考えるための研究組織です。詳細は、<http://www.riam.jp/>を参照ください。『ビジネス・インサイト』の論文やケースは講義でも取り上げられます。学部・大学院の学生諸君は現代経営学研究所の活動にも注目してください。

## (2) 神戸大学経済経営学会

もう1つは、神戸大学経済経営学会です。この学会は、神戸大学の経営学研究科、経済学研究科、経済経営研究所、国際協力研究科の教員と学生から構成される学会です。その主たる事業は、1906（明治39）年に日本で最初に創刊され、100年以上の歴史をもつ社会科学系の学術雑誌である『国民経済雑誌』の刊行です。現在、『国民経済雑誌』は毎月発行されています。

学生会員の皆さんには、この『国民経済雑誌』の各月号に加えて、入学時に経営学（広義）の内容を体系的・網羅的に解説した『経営学研究のために』が配布されます。また、毎年4月と10月に、各学期のいくつかの講義をピックアップしてその内容を解説した『経済学・経営学学習のために』が配布されます。さらに、随時、経済経営学会主催の講演会が開催されます。

詳細は、<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/kkg/>をご覧ください。

## 7 「凌霜会」（同窓会）：優れた先輩たちとのネットワーク

経営学研究科・経営学部は、そのルーツにあたる神戸高等商業学校から、神戸商業大学、神戸経済大学、そして、現在の神戸大学に至るまで、日本の知識・産業社会を支える人材の育成をその教育の基本としてきました。実際に、卒業生の多くは、実業界のみならず、学界・官界・政界などで活躍し、社会の発展に貢献しています。

実業界では、経営学部の卒業生は、有能で頼もしいという評価を受けています。日本の主要な大企業のほとんどで、皆さんの先輩たちが働いています。自分たちの能力をフルに発揮し、仕事をしています。大企業だけでなく、自らベンチャーを起こして成功した先輩もいます。また、公認会計士や税理士、証券アナリストといった高度専門職業人として活躍している先輩が多いのも経営学部卒業生の特徴です。

さらに、国内外の学界で活躍している先輩が多いのも誇るべき特徴です。これまでに大学院のPhDコースで学び、日本や海外の大学で教授・准教授等の教員として経営学の研究と教育に携わっている研究者は500人を超えています。

そして、実業界や学界その他の世界で活躍している先輩たちは、卒業後も、経済学研究科・経済学部と法学研究科・法学部の卒業生とともに、「凌霜会」という同窓会を組織し、緊密な人的ネットワークのもとで交流活動を続けています。さらに、凌霜会は、卒業生の交流活動だけではなく、在学生の学習その他の活動を支援し、就職相談にも協力しています。在学生は、準会員として凌霜会に加入できますので、是非、先輩や同級生との間の交流と情報交換の場として凌霜会を活用してください。

皆さんには、経営学研究科・経営学部というアカデミック・コミュニティの一員として、在学中のみならず、卒業後も生涯にわたって、このようなすばらしい伝統を受け継いでいただきたいと思います。凌霜会についての詳細は、<http://www.kobe-u.com/ryoso>をご覧ください。

以上述べてきたように、経営学研究科・経営学部は、研究と教育を通じて、皆さんの将来の大きな夢を実現するお手伝いしたいと考えています。

#### ホームページアドレス

神戸大学大学院経営学研究科 神戸大学経営学部	<a href="https://www.b.kobe-u.ac.jp/">https://www.b.kobe-u.ac.jp/</a>
神戸大学大学院 MBAプログラム(専門職学位課程)	<a href="http://mba.kobe-u.ac.jp/">http://mba.kobe-u.ac.jp/</a>
神戸大学大学院 SESAMIプログラム	<a href="https://SESAMI.b.kobe-u.ac.jp/">https://SESAMI.b.kobe-u.ac.jp/</a>

## 沿革及び概要

- 1902年3月（明，35） 神戸高等商業学校（修業年限：予科1年，本科3年）を設置，水島鍊也校長就任
- 1903年5月（明，36） 入学式（15日） 授業開始（16日）
- 1914年8月（大，3） 神戸高等商業学校に調査課を設置
- 1919年10月（大，8） 調査課を商業研究所に改称
- 1929年4月（昭，4） 神戸商業大学（修業年限3年）を設置（昇格），田崎慎治学長就任  
神戸商業大学附属商学専門部を設置  
商業研究所を神戸商業大学商業研究所に改称
- 1932年4月（昭，7） 神戸商業大学附属商学専門部を廃止
- 1934年7月（昭，9） 神戸市葺合区（現，中央区）筒井ヶ丘より灘区六甲台へ学舎移転
- 1940年4月（昭，15） 神戸商業大学予科（修業年限3年）を設置
- 1944年4月（昭，19） 神戸商業大学商業研究所を神戸商業大学大東亜研究所に改称，経営計録講習所を設置
- 1944年8月（昭，19） 神戸商業大学経営機械化研究所を設置
- 1944年10月（昭，19） 神戸経済大学に改称  
神戸商業大学予科を神戸経済大学予科に改称
- 1945年10月（昭，20） 神戸商業大学大東亜研究所を神戸経済大学経済研究所に改称
- 1946年4月（昭，21） 神戸商業大学経営機械化研究所を神戸経済大学経営機械化研究所に改称
- 1946年8月（昭，21） 神戸経済大学附属経営学専門部（修業年限：本科3年，専攻科1年）を設置
- 1947年3月（昭，22） 経営計録講習所を廃止
- 1947年6月（昭，22） 第二学部（修業年限3年）を設置（わが国最初の官立大学夜間部）
- 1949年5月（昭，24） 神戸大学を設置，田中保太郎学長就任  
〔文理学部・教育学部・法学部・経済学部（同第二課程）・経営学部（同第二課程）・工学部）  
神戸大学経済経営研究所を附置  
経営学部（同第二課程）については経営学科・商業科の2学科を設置
- 1950年3月（昭，25） 神戸経済大学予科を廃止
- 1951年3月（昭，26） 神戸経済大学附属経営学専門部を廃止
- 1953年4月（昭，28） 神戸大学に大学院を設置  
（経営学，法学，経済学の3研究科にそれぞれ博士課程・修士課程を置き，経営学研究科には経営学・会計学専攻と商学専攻の2専攻を設置）
- 1953年12月（昭，28） 古林喜楽学長就任（昭，28.12.16～昭，34.12.15）
- 1959年12月（昭，34） 福田敬太郎学長就任（昭，34.12.16～昭，38.12.15）
- 1968年3月（昭，43） 経営学部に会計学科が新設され，経営学科・会計学科・商学科の3学科体制に移行

- 経営学研究科の経営学・会計学専攻が経営学専攻と会計学専攻に分かれ、既存の商学専攻と合せて3専攻を設置
- 1971年2月（昭，46） 戸田義郎学長就任（昭，46. 2. 16～昭，50. 2. 15）
- 1989年4月（平，元） 経営学研究科でわが国の国立大学大学院として最初の社会人MBAプログラムを開始
- 1991年4月（平，3） 経営学研究科に日本企業経営専攻（独立専攻・修士課程）を設置
- 1993年4月（平，5） 昼夜開講制度（昼間主コース，夜間主コース）を導入  
経営学部の3学科を再編し，経営学科・会計学科・市場システム学科・国際経営環境学科の4学科体制に移行  
経営学研究科の博士課程後期課程に日本企業経営専攻を設置
- 1995年4月（平，7） 経営学部昼間主コースに3年次編入制度を導入  
経営学研究科の3専攻をマネジメント・システム専攻，企業システム専攻，経営総合分析専攻に再編し，既存の日本企業経営専攻と合わせて4専攻体制に移行
- 1998年4月（平，10） 大学院重点化の年次計画（2か年）にしたがい，マネジメント・システム専攻と会計システム専攻（経営総合分析専攻が母体）を大学院講座化  
経営学部の4学科体制を経営学科1学科体制に再編（修学指導の区分として，経営学・財務会計・管理会計・市場科学の4分野を設定）
- 1999年4月（平，11） 大学院重点化の年次計画にしたがい，市場科学専攻（企業システム専攻が母体）と現代経営学専攻（日本企業経営専攻が母体）が大学院講座化，大学院重点化を完成
- 2001年4月（平，13） 学部3年・大学院（博士課程前期課程）2年の5年一貫教育による会計専門職業人の育成を目的とした「会計プロフェッショナル育成プログラム」を発足
- 2002年3月（平，14） 経営学部第二課程を廃止
- 2002年4月（平，14） 1989年（平成元年）以降の大学院における社会人MBA教育の実績をふまえて，経営学研究科の4専攻のうち現代経営学専攻を改組し，その修士課程部分に社会人を受け入れて経営管理のための高度専門職業人を育成する「専門大学院」（ビジネス・スクール）を設置
- 2003年4月（平，15） 文部科学省による制度改編のため「専門大学院」を「専門職大学院」に移行
- 2004年3月（平，16） 大阪経営教育センターおよび中国コラボレーションセンターを開設
- 2004年4月（平，16） 国立大学法人法の施行に伴い，設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」に移行
- 2006年4月（平，18） 専門職大学院の拡充（学生定員の増加），夜間主コース学生の募集停止
- 2012年4月（平，24） 経営学研究科博士課程後期課程の4専攻を経営学専攻の1専攻に改組  
経営学研究科博士課程前期課程の3専攻を経営学専攻の1専攻に改組
- 2013年4月（平，25） 経営学研究科博士課程前期課程にSESAMIプログラム履修コースを設置
- 2015年4月（平，27） 経営学研究科博士課程前期課程SESAMIプログラム履修コースを経営学研

究科博士課程前期課程GMAP in Management (SESAMI)プログラム履修コース  
に改称

2016年4月（平，28） 経営学部・経営学研究科国際経営5年プログラム（KIMER Aプログラム）を  
開始

## 経営学研究科 ディプロマ・ポリシー（DP）

神戸大学大学院経営学研究科は、経営学・会計学・商学の領域において深き学識と高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた研究者および専門的職業人を育成することを目指し、以下に示した方針に従って学位を授与する。

### ◎博士課程前期課程

#### ■学位：修士（経営学）

- 本研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、本研究科の定める博士課程前期課程修了に必要な学位を取得し、本研究科の定める審査に合格する。
- 経営学・会計学に関連する学問分野の高度な専門知識を身につけ、科学的な研究方法を取得する。

#### ■学位：修士（商学）

- 本研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、本研究科の定める博士課程前期課程修了に必要な学位を取得し、本研究科の定める審査に合格する。
- 商学に関連する学問分野の高度な専門知識を身につけ、科学的な研究方法を取得する。

### ◎博士課程後期課程

#### ■学位：博士（経営学）

- 修士課程、前期課程又は専門職学位課程修了後、本研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、本研究科の定める後期課程における所定の単位を修得し、本研究科の定める審査に合格する。
- 経営学・会計学に関連する学問分野の高度かつ先端的な専門知識に精通し、科学的な研究方法を駆使して独創的研究を行う能力を身につける。

#### ■学位：博士（商学）

- 修士課程、前期課程又は専門職学位課程修了後、本研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、本研究科の定める後期課程における所定の単位を修得し、本研究科の定める審査に合格する。
- 商学に関連する学問分野の高度かつ先端的な専門知識に精通し、科学的な研究方法を駆使して独創的研究を行う能力を身につける。

## ◎専門職学位課程 (MBA コース)

神戸大学大学院経営学研究科は、経営学・会計学・商学の領域において深き学識と高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた専門的職業人を育成することを目指し、以下に示した方針に従って修士(専門職学位)の学位を授与する。

### ■学位:修士(専門職学位)

- 本研究科専門職学位課程に所定の期間在学し、本研究科の定める専門職学位課程修了に必要な単位を修得し、本研究科の定める審査に合格する。
- 経営学の全般についての高度な専門知識と特定分野についての深い専門知識を身につけ、論理的思考能力と実践への適用能力を修得する。
- 日本のビジネス社会の中核人材として、国際社会に通用する思考力、判断力およびコミュニケーション能力を修得する。

## 経営学部 ディプロマ・ポリシー（DP）

神戸大学経営学部は、経営学・会計学・商学の領域において深き学識と高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性にも優れ、知的リーダーシップを発揮できる人材を育成することを目指し、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

### ■学位：学士（経営学）

- 本学部に所定の期間在学し、本学部の定める卒業に必要な単位を修得する。
- 卒業までに、次の能力を修得する。
  - 企業に代表される組織とそれを取り巻く社会や環境との相互依存関係の本質を理解できるような、豊かな一般教養と高い倫理性
  - 経営に関する実際と問題を把握し、それを実践的かつ革新的に解決するための意思決定をおこなえる思考力と判断力をもつことができるような、経営学・会計学領域の基本および専門的知識
  - 経営に関する自分自身の考えを、国内だけでなく海外の人々にも適切に伝えることができる表現力およびコミュニケーション力

### ■学位：学士（商学）

- 本学部に所定の期間在学し、本学部の定める卒業に必要な単位を修得する。
- 卒業までに、次の能力を修得する。
  - 企業に代表される組織とそれを取り巻く社会や環境との相互依存関係の本質を理解できるような、豊かな一般教養と高い倫理性
  - 経営に関する実際と問題を把握し、それを実践的かつ革新的に解決するための意思決定をおこなえる思考力と判断力をもつことができるような、商学領域の基本および専門的知識
  - 経営に関する自分自身の考えを、国内だけでなく海外の人々にも適切に伝えることができる表現力およびコミュニケーション力

## 経営学研究科 カリキュラム・ポリシー（CP）

### 1. 前文

神戸大学大学院経営学研究科は、経営学・会計学・商学の領域において深き学識と高度で卓越した専門的能力を身につけ、人間性、創造性、国際性において優れた研究者および専門的職業人を育成することを目指し、以下に示した方針に従ってカリキュラムを編成する。

学修成果の評価は、学修目標に即して多角的、包括的な方法で行う。

### 2-1 学位：修士（経営学）CP

カリキュラムは、講義と演習から構成される。講義は、研究に必要な知識を与え、研究の方法を解説することによって、学生がこれらの知識と方法を体系的に習得することを目的とする。演習は、学生が実際に研究を行い、講義で身につけた知識と方法を実際に研究に適用できることを目的とする。

講義は、経営学・会計学の専門的基礎知識を提供する「第1群科目」、研究方法の基礎的知識を提供する「第2群科目」、各分野の発展的な内容を提供する「第3群科目」の3つの群を基本として、指導教員の指導のもとで適切な科目を選択して、学習する。

演習は、指導教員の指導のもとで行われ、実際に研究を行い、修士論文の執筆を目標とする。修士論文については、指導教員以外に2名以上の審査員が論文を評価する。修士論文は、基本的なリサーチ能力の育成を目的とし、あわせて新しい経営学的知見の提供を目指す。

### 2-2 学位：修士（商学）CP

カリキュラムは、講義と演習から構成される。講義は、研究に必要な知識を与え、研究の方法を解説することによって、学生がこれらの知識と方法を体系的に習得することを目的とする。演習は、学生が実際に研究を行い、講義で身につけた知識と方法を実際に研究に適用できることを目的とする。

講義は、商学の専門的基礎知識を提供する「第1群科目」、研究方法の基礎的知識を提供する「第2群科目」、各分野の発展的な内容を提供する「第3群科目」の3つの群を基本として、指導教員の指導のもとで適切な科目を選択して、学習する。

演習は、指導教員の指導のもとで行われ、実際に研究を行い、修士論文の執筆を目標とする。修士論文については、指導教員以外に2名以上の審査員が論文を評価する。修士論文は、基本的なリサーチ能力の育成を目的とし、あわせて新しい経営学的知見の提供を目指す。

### 3-1 学位：博士（経営学）CP

カリキュラムは、指導教員が指導する演習と、主要分野の経営学研究科教員が指導するセミナーとワークショップから構成される。

演習は、指導教員の指導のもとで行われ、博士論文執筆を目標とする。博士論文執筆にあたっては、論

文指導委員会を編成し、指導教員以外の教員からの指導も受ける。

博士論文は、経営学・会計学に関連する学問分野の高度かつ先端的な専門知識に基づく独創的研究であることを目指す。

セミナーとワークショップは、博士論文の前提として、論文の作成方法について、実際に学生が執筆した論文をもとに、経営学研究科の各分野の専門教員が多様な視点から指導を行い、専門的知識の活用及び方法論の適用に関する高度かつ先端的なアドバイスを提供する。

博士論文取得までの指導プロセスは、指導教員による個別指導に加え、博士論文提出要件となる第二論文の提出・審査後、論文指導委員会の編成による集団指導体制、2年次以降の第二論文ワークショップにおける公開の論文報告会、博士論文の審査に先立つ、博士論文発表会の開催から成り立ち、これら段階的な指導方法と体制により、博士論文作成に必要な能力を体系的に育成する。

### 3-2 学位：博士（商学）CP

カリキュラムは、指導教員が指導する演習と、主要分野の経営学研究科教員が指導するセミナーとワークショップから構成される。

演習は、指導教員の指導のもとで行われ、博士論文執筆を目標とする。博士論文執筆にあたっては、論文指導委員会を編成し、指導教員以外の教員からの指導も受ける。

博士論文は、商学に関連する学問分野の高度かつ先端的な専門知識に基づく独創的研究であることを目指す。

セミナーとワークショップは、博士論文の前提として、論文の作成方法について、実際に学生が執筆した論文をもとに、経営学研究科の各分野の専門教員が多様な視点から指導を行い、専門的知識の活用及び方法論の適用に関する高度かつ先端的なアドバイスを提供する。

博士論文取得までの指導プロセスは、指導教員による個別指導に加え、博士論文提出要件となる第二論文の提出・審査後、論文指導委員会の編成による集団指導体制、2年次以降の第二論文ワークショップにおける公開の論文報告会、博士論文の審査に先立つ、博士論文発表会の開催から成り立ち、これら段階的な指導方法と体制により、博士論文作成に必要な能力を体系的に育成する。

### 3) 専門職学位課程のカリキュラム・ポリシー（CP）

専門職学位課程（MBAプログラム）の教育目的は「日本のビジネス社会の中核になる人材の育成」であり、具体的には、（1）経営学全般についての高度な専門知識をもち、（2）経営学のある特定分野についての深い専門知識をもち、（3）長期的なグローバルな視点から具体的な経営上の問題を捉えることができ、（4）創造的な解決策を自ら提示

し、適切な判断を下すことができる人材を育成することと規定される。その達成のために、「研究に基礎を置く教育（Research-based Education）と「働きながら学ぶ」（By-the-Job Learning）ことをカリキュ

ラム・ポリシーの柱として、「プロジェクト方式」と「講義科目」により体系的な教育プログラムを編成する。

「プロジェクト方式」は、各人が仕事で直面している問題を持ちより、よく似た問題に直面している人々と共同して、深く調査・分析し、解決策を探るビジネス教育であり、ケースプロジェクト研究とテーマプロジェクト研究の二つで構成される。現代経営学演習（ゼミ指導）では、プロジェクト方式による研究成果を取り入れて専門職学位論文を完成させる。「講義科目」は、理論的教育を重視した基礎科目から、経営学の諸分野の専門知識をベースにした応用科目、さらに社会連携講座による実務的科目へと段階的に履修することが可能な第8群科目によって編成される。またグローバルな視点から経営上の問題を把握できる能力を磨くことを動機づけるために海外の有力MBA校との交換研修制度（Reciprocal Study Tour）を設ける。

なお、企業経営は環境の変化とともに刻々と進化する。したがってカリキュラムは、アドバイザー・ボード、MBAフェロー、在学生等からシステムティックに情報収集を行い、常に見直しを図る。

## カリキュラムマップ

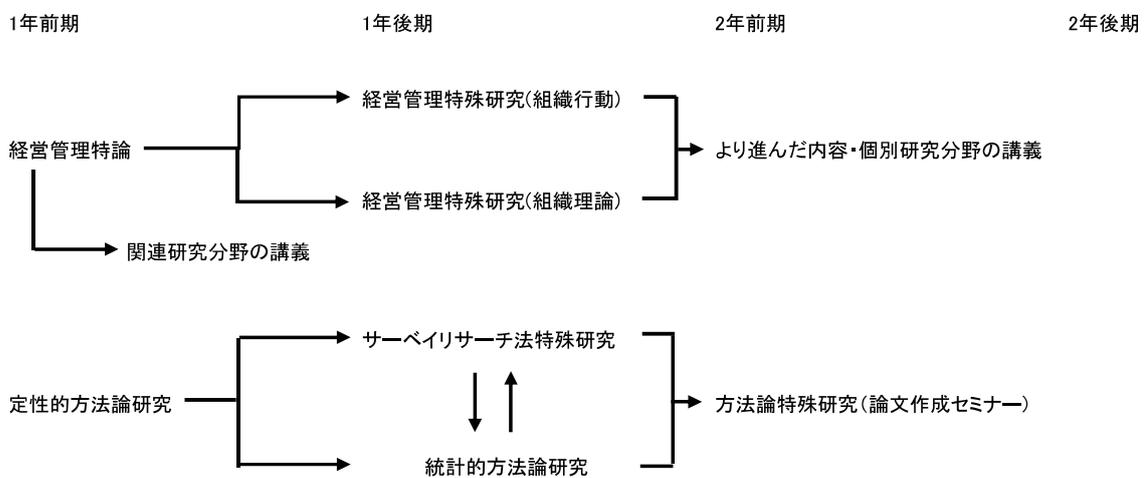
### 博士前期課程カリキュラムマップ

博士課程ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のように体系的なカリキュラムを編成する。育成する研究者の分野を大まかに10分野想定し、各分野の基礎的知識を教える科目群、研究方法の基礎的知識を教える科目群、補助的あるいは発展的な科目群を段階的に各分野においてどのように学ぶべきか、標準的履修例をフローチャートで図示する。

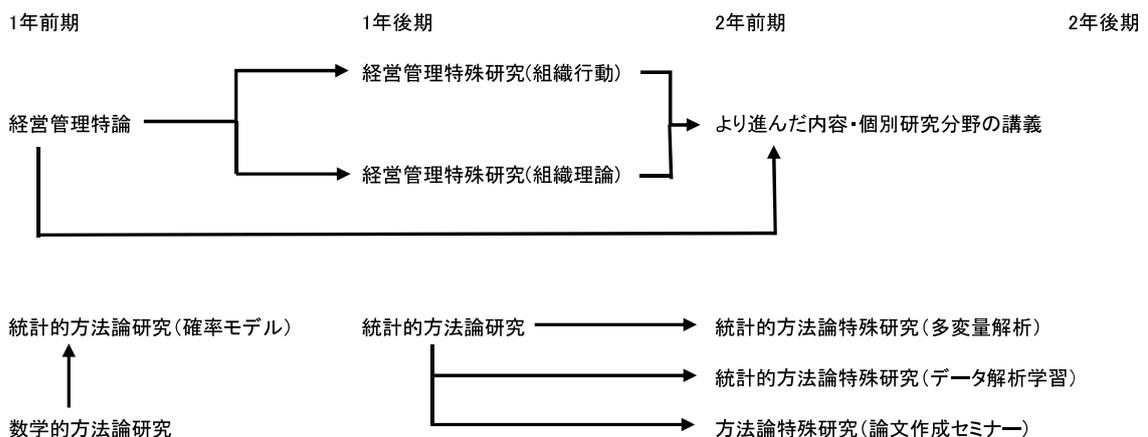
#### 1. 修士号・博士号（経営学）を取得する場合

##### 1-1. 経営管理分野の基礎的科目の体系

###### 経営管理分野の標準的履修例（その1）



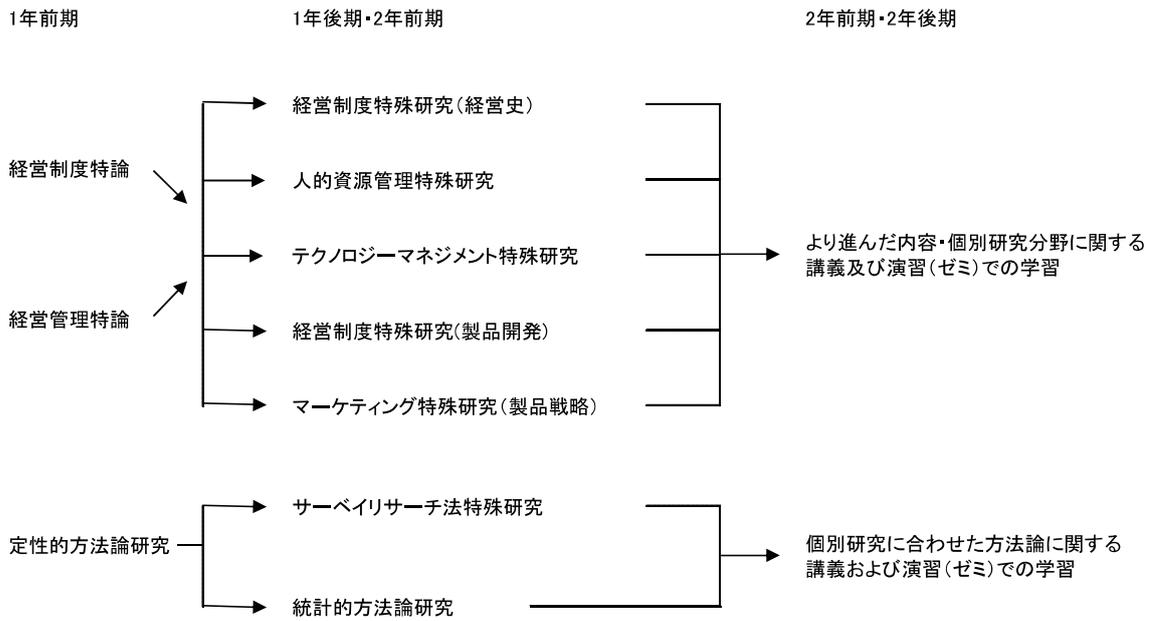
###### 経営管理分野の標準的履修例（その2）



注：多変量解析とデータ解析学習の講義は適宜開講する。

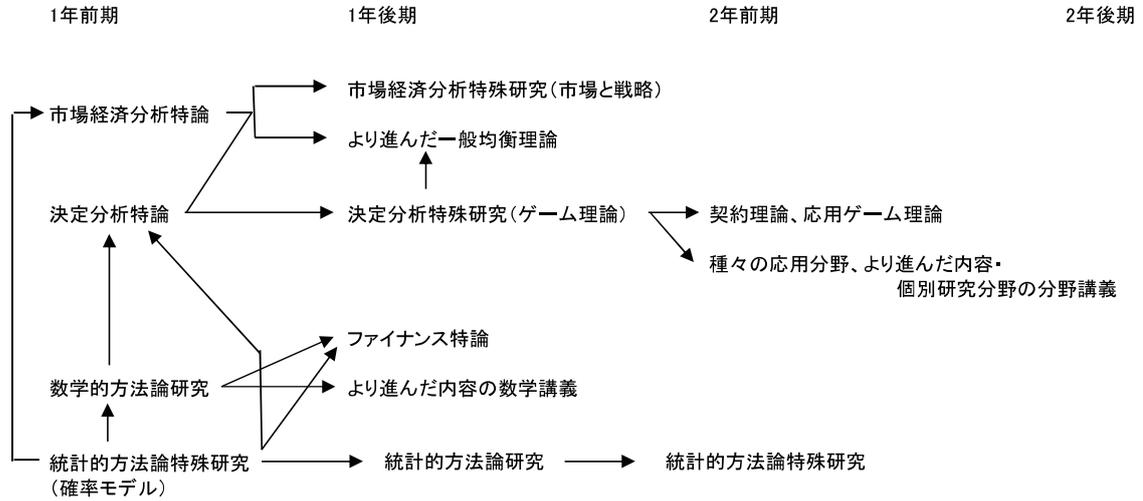
1-2. 経営制度分野の基礎的科目の体系

経営制度分野の標準的履修例



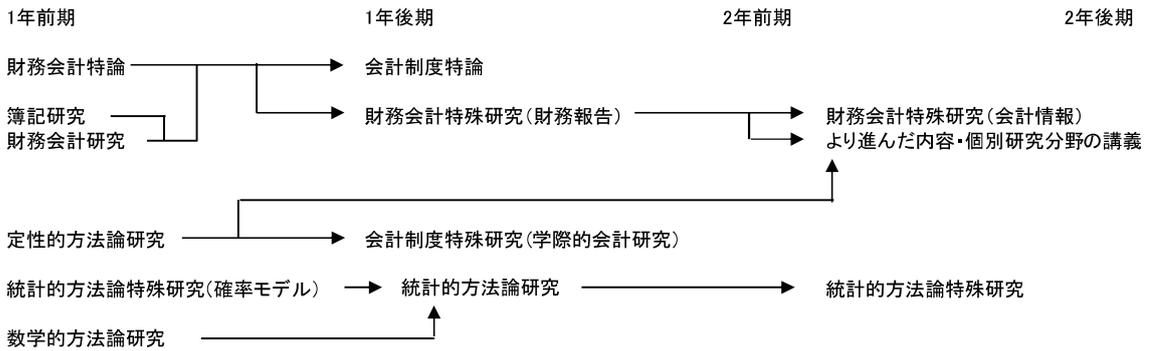
1-3. 決定分析分野の基礎的科目の体系

決定分析分野の標準的履修例



1-4. 財務会計分野の基礎的科目の体系

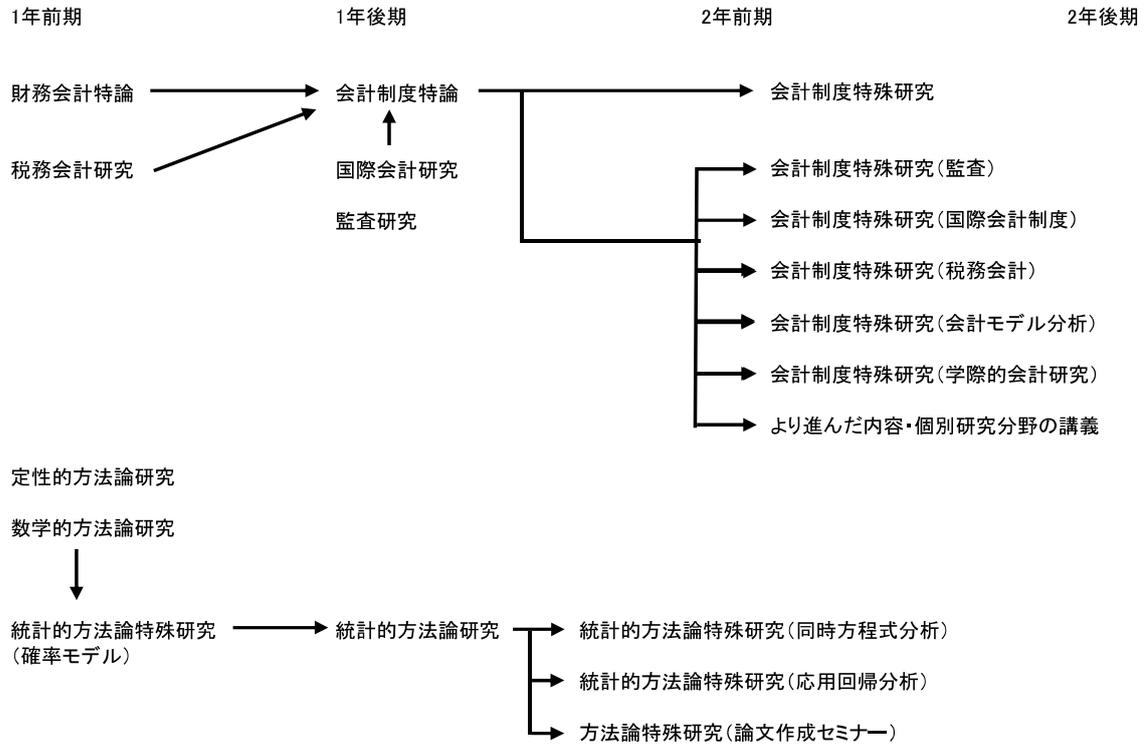
財務会計分野の標準的履修例



注: 第2群科目(定性的方法論、統計的方法論、数学的方法論)は、指導教員と話し合っ、各自の研究方向に合った方法論を選ぶこと。  
統計的方法論特殊研究の開講時期と講義内容は年度ごとに変わるので、講義要綱で確認すること。

1-5. 会計制度分野の基礎的科目の体系

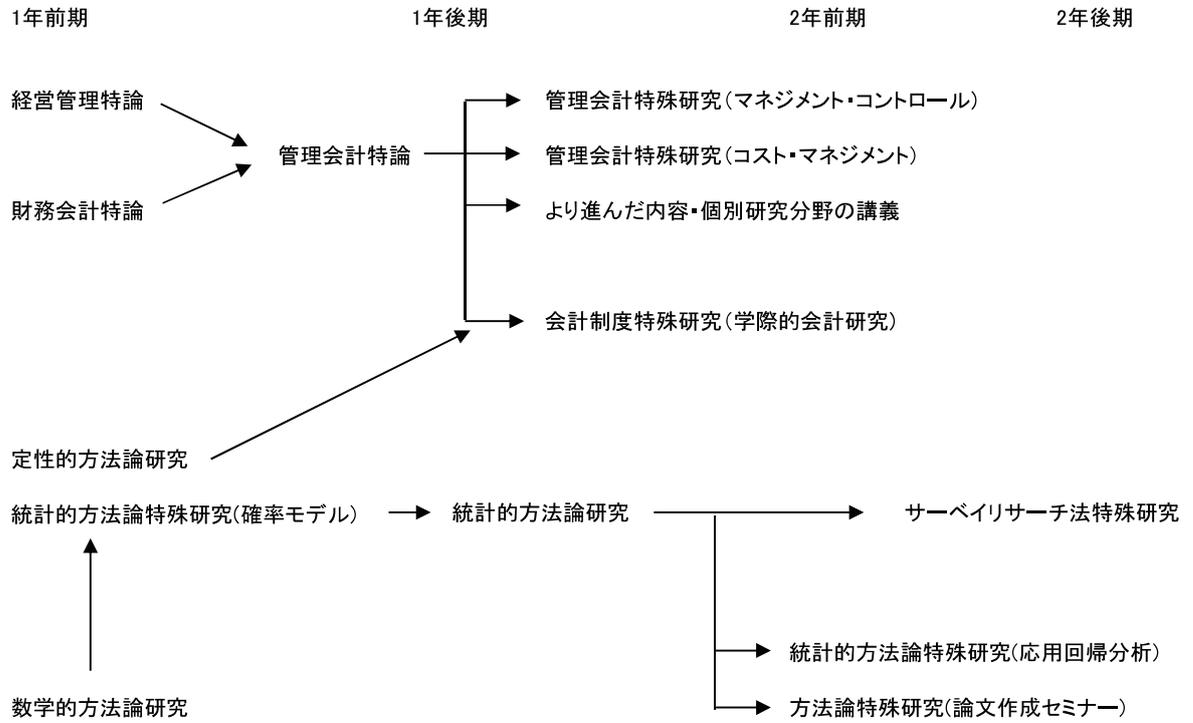
会計制度分野の標準的履修例



注:ただし、開講科目と講義内容は年度ごとに変わるので講義要綱で確認すること

1-6. 管理会計分野の基礎的科目の体系

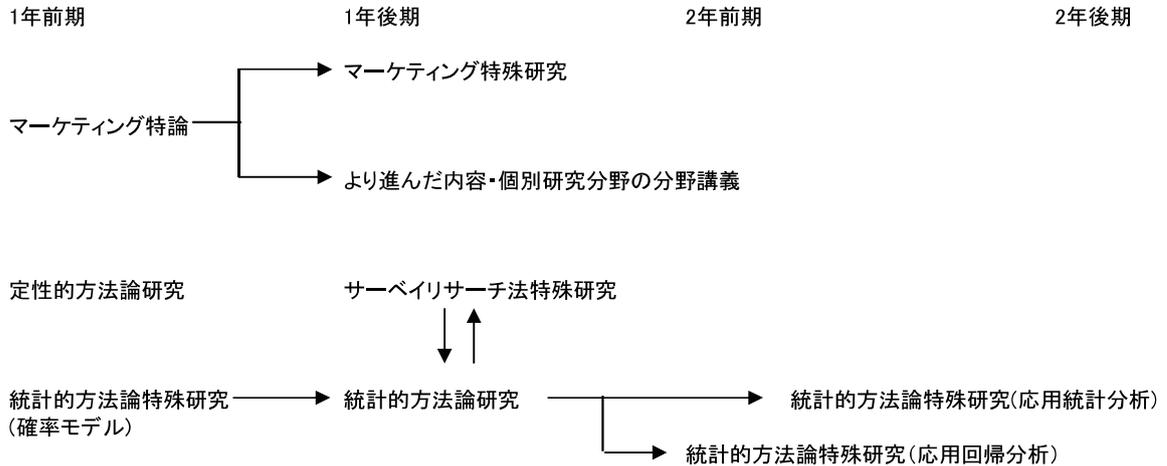
管理会計分野の標準的履修例



2. 修士・博士（商学）を取得する場合

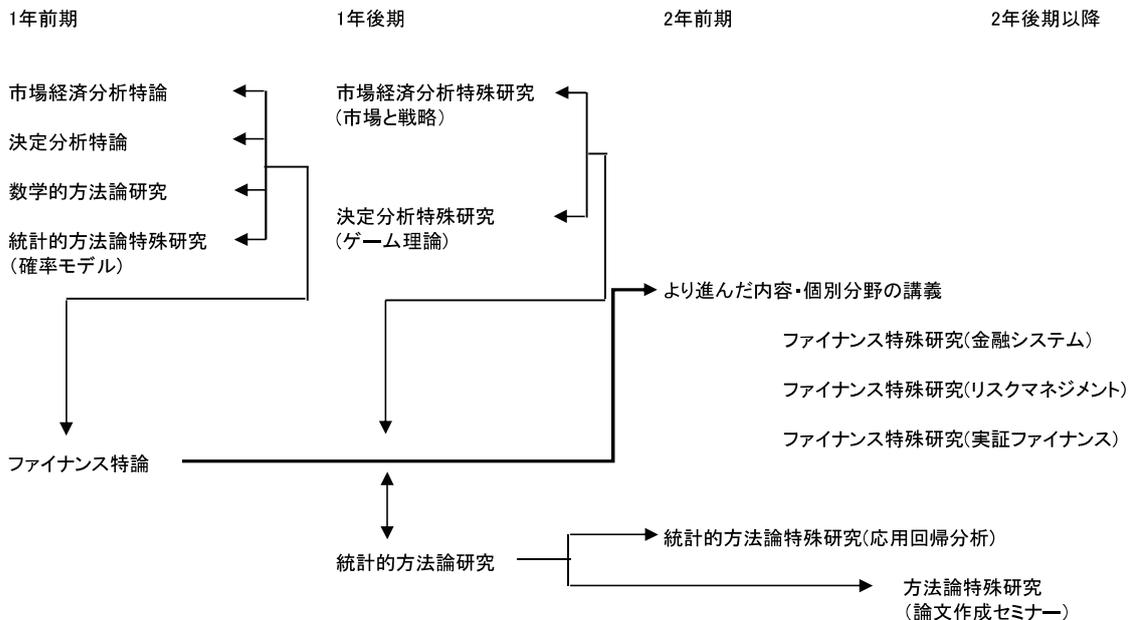
2-1. マーケティング分野の基礎的科目の体系

マーケティング分野の標準的履修例



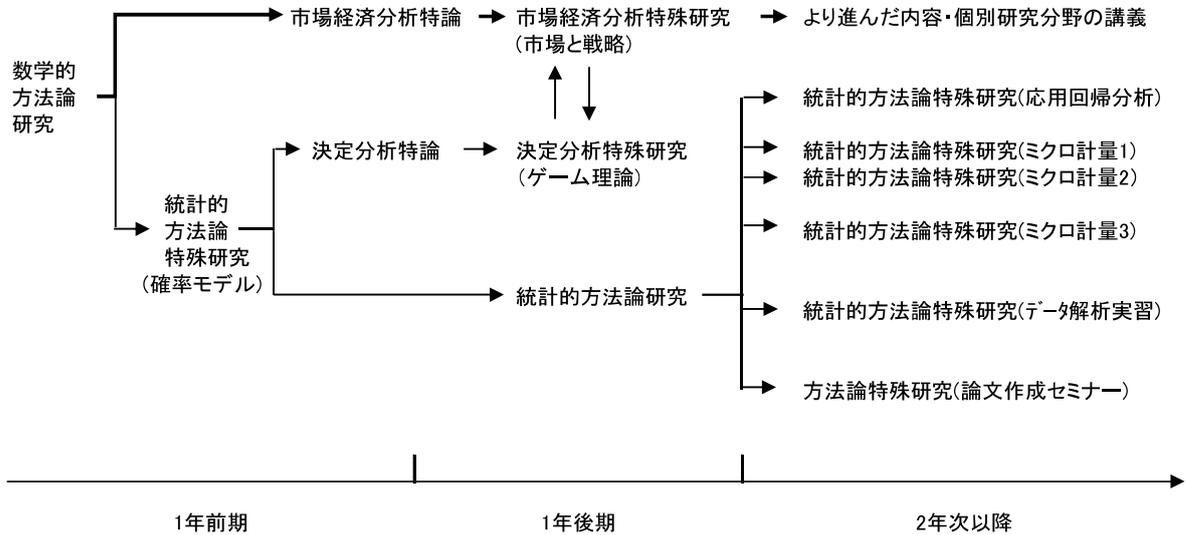
2-2. ファイナンス分野の基礎的科目の体系

ファイナンス分野の標準的履修例



## 2-3. 市場経済分析分野の基礎的科目の体系

### 市場経済分析分野の標準的履修例

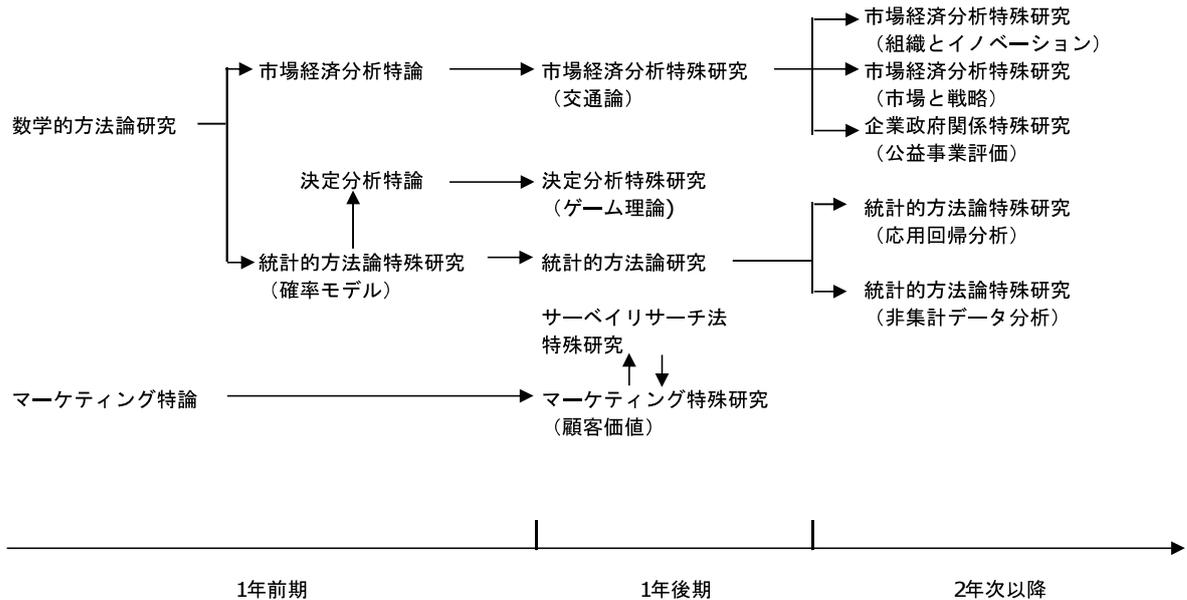


注: 図において、太線はこの研究分野の中心的な科目の履修順序を示す。

なお、統計的方法(マイクロ計量)については、開講時期と講義内容が年度ごとに変わるので、講義要綱で確認すること。

## 2-4. 交通分野の基礎的科目の体系

### 交通分野の標準的履修例





## 専門職学位課程

DP 専門職学位課程「修了 までに修得する能力」	学習教育目標	1 年次		2 年次	
		前期	後期	前期	後期
経営学全般についての高度な専門知識	長期的でグローバルな視点から、具体的な経営上の問題を捉えることができる創造的な解決策を自ら提示し、適切な判断を下すことができる	第 8 群 講義 科目	第 8 群 講義 科目	第 8 群講義科目 (前期のみで 修了可)	
経営学のある特定分野についての深い専門知識					
論理的思考能力と実践への適用能力		ケース プロ ジェ クト 研究	テーマ プロ ジェ クト 研究, 現代 経営 学演 習	現代経営学演習 (前期のみで 修了可)	
国際社会に通用する思考力, 判断力, およびコミュニケーション能力					

## ○経営学部 カリキュラム・マップ

経営学部では、本学部の「教育目標」及び「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき、以下のとおり体系的なカリキュラムを編成する。

部局DP学士課程「卒業までに修得する能力」	学習目標	1年次				2年次				3年次				4年次			
		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
		第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q
組織と環境の相互依存関係の本質を理解できる	情報基礎、専門基礎科目、初年次セミナー	基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	研究指導、法学部、他専門科目、高度教養科目								
		基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目、専門基礎科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	基礎教養科目、総合教養科目	研究指導、法学部、他専門科目、高度教養科目								
経営学領域の専門知識	当該領域における問題把握・実践的解決のための思考力と判断力を確立する	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第2群科目	第2群科目	第2群科目	第3群科目、研究指導、第2群科目								
会計学領域の専門知識	当該領域における問題把握・実践的解決のための思考力と判断力を確立する	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第2群科目	第2群科目	第2群科目	第3群科目、研究指導、第2群科目								
商学領域の専門知識	当該領域における問題把握・実践的解決のための思考力と判断力を確立する	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第1群科目	第2群科目	第2群科目	第2群科目	第3群科目、研究指導、第2群科目								
表現・コミュニケーション力	国内だけでなく、海外の人々にも、経営に関する自身の考えを適切に伝えることができる	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II	外国語第I、外国語第II



# 1. 教学規則関係



# 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

最近改正 平成31年2月26日

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 趣 旨
- 第2条 教 育 憲 章
- 第3条 学 部
- 第4条 大 学 院
- 第5条 乗 船 実 習 科
- 第6条 収 容 定 員
- 第7条 学 年
- 第8条 学 期
- 第9条 休 業 日

### 第2章 学 部

#### 第1節 入 学

- 第10条 入 学 許 可
- 第11条 早 期 入 学
- 第12条 入 学 期
- 第13条 編 入 学
- 第14条 転 入 学
- 第15条 再 入 学
- 第16条 入 学 志 願
- 第17条 入 学 手 続
- 第18条 入 学 料 の 免 除
- 第19条 入学料の徴収猶予等
- 第20条 死亡等による入学料の免除
- 第21条 宣 誓

#### 第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等

- 第22条 修 業 年 限
- 第23条 修業年限の通算
- 第24条 在 学 年 限
- 第25条 教 育 課 程

- 第26条 授業科目の区分
- 第27条 授業の方法
- 第28条 履修方法及び試験
- 第29条 履修科目の登録の上限
- 第30条 成績評価基準
- 第31条 単位の授与
- 第32条 単位の基準
- 第33条 他学部の授業科目の履修
- 第34条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修
- 第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
- 第35条 大学以外の教育施設等における学修
- 第36条 入学前の既修得単位等の認定
- 第37条 編入学，転入学，再入学者の修業年数等
- 第38条 転学部
- 第39条 転学科
- 第3節 留学及び休学
- 第40条 留学
- 第41条 休学の許可
- 第42条 休学の解除
- 第43条 休学の命令
- 第44条 休学期間の取扱い
- 第4節 退学及び除籍
- 第45条 退学
- 第46条 疾病等による除籍
- 第47条 入学金等未納による除籍
- 第5節 卒業要件及び学士の学位
- 第48条 卒業要件
- 第49条 学士の学位授与
- 第6節 授業料
- 第50条 授業料の納期
- 第51条 授業料の免除
- 第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納
- 第53条 休学者の授業料
- 第54条 退学者等の授業料

## 第7節 賞 罰

第55条 表 彰

第55条の2 懲 戒

## 第3章 大 学 院

### 第1節 入 学

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格

第57条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条 後期課程及び独立後期課程の入学資格

第59条 医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 選 考 方 法

### 第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

第63条 標 準 修 業 年 限

第64条 教 育 方 法 等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

### 第3節 準 用 規 定

第72条 準 用 規 定

第73条 履修科目の登録の上限

第73条の2 成績評価基準

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

第77条 休 学

## 第4章 学位プログラム

第77条の2 学位プログラム

## 第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

- 第78条 特別聴講学生
- 第79条 特別研究学生
- 第80条 科目等履修生
- 第81条 聴講生，研究生及び専攻生
- 第82条 授業料の納期
- 第83条 外国人特別学生

第6章 授業料，入学料及び検定料の額

- 第84条 授業料，入学料及び検定料の額

- 第84条の2 授業料等の不徴収

第7章 教育職員免許状

- 第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

# 第 1 章 総 則

## (趣 旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

## (教育憲章)

第 2 条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

## (学 部)

第 3 条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際人間科学部	グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星科学科
医 学 部	医学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科， 情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海 事 科 学 部	グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科， マリンエンジニアリング学科

## (大 学 院)

第 4 条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻, 情報科学専攻, 計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

**（乗船実習科）**

**第5条** 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

**（収容定員）**

**第6条** 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

**（学 年）**

**第7条** 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

**（学期・クォーター）**

**第8条** 学年を分けて，次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

**（休 業 日）**

**第9条** 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は，学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

## 第 2 章 学 部

### 第 1 節 入 学

#### (入 学 許 可)

**第10条** 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

#### (早 期 入 学)

**第11条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定

により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### （入 学 期）

**第12条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

#### （編 入 学）

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

#### （転入学）

**第14条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### （再入学）

**第15条** 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### （入学志願）

**第16条** 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

#### （入学者選抜）

**第16条の2** 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

#### （入学手続）

**第17条** 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

#### （入学料の免除）

**第18条** 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

**(入学料の徴収猶予等)**

**第19条** 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

**(死亡等による入学料の免除)**

**第20条** 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

**(宣誓)**

**第21条** 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

## **第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等**

**(修業年限)**

**第22条** 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

**第23条** 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

**第24条** 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

**第25条** 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

**第26条** 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

**第27条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(履修方法及び試験)**

**第28条** 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程(平成28年3月22日制定)で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

**(履修科目の登録の上限)**

**第29条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

**(成績評価基準)**

**第30条** 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

**(単位の授与)**

**第31条** 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

**(単位の基準)**

**第32条** 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業

をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

#### （他学部の授業科目の履修）

**第33条** 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

#### （他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

**第34条** 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

#### （休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

**第34条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学におい

て修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(大学以外の教育施設等における学修)**

**第35条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(入学前の既修得単位等の認定)**

**第36条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項並びに第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)**

**第37条** 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

**(転学部)**

**第38条** 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

**(転学科)**

**第39条** 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することができる。

### 第3節 留学及び休学

**(留学)**

**第40条** 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

#### (休学の許可)

**第41条** 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

**第41条の2** 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

#### (休学の解除)

**第42条** 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

#### (休学の命令)

**第43条** 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

#### (休学期間の取扱い)

**第44条** 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

## 第4節 退学及び除籍

#### (退学)

**第45条** 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (疾病等による除籍)

**第46条** 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

#### (入学料等未納による除籍)

**第47条** 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

## 第 5 節 卒業要件及び学士の学位

### (卒業要件)

**第48条** 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあつては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

### (学士の学位授与)

**第49条** 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

## 第 6 節 授 業 料

### (授業料の納期)

**第50条** 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納付期間
前 期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合  
入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの  
休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合入学年度の前期分又は前期分及び後  
期分の授業料に相当する額

#### (授業料の免除)

**第51条** 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な  
事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (授業料の徴収猶予及び月割分納)

**第52条** 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優  
秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を  
許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

#### (休学者の授業料)

**第53条** 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が  
休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合  
は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなけ  
ればならない。

#### (退学者等の授業料)

**第54条** 第50条に定める期中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により  
停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。  
ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍さ  
れた場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学  
の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

## 第7節 賞 罰

#### (表 彰)

**第55条** 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰  
することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

#### (懲 戒)

**第55条の2** 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

## 第3章 大 学 院

### 第1節 入 学

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

**第56条** 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

**第57条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

**（後期課程の入学資格）**

**第58条** 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

**（医学研究科の博士課程の入学資格）**

**第59条** 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程(医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

**（医学研究科の博士課程への早期入学）**

**第60条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

**2** 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

## (進 学)

**第61条** 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

## (入学者選抜)

**第62条** 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

## 第 2 節 修業年限、教育方法、修了要件等

### (標準修業年限)

**第63条** 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース） 1年

4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は、3年とする。

### (教育課程)

**第63条の2** 大学院（専門職大学院を除く。）は、本学、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、

体系的に教育課程を編成するものとする。

**(教育方法等)**

**第64条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

**(他大学大学院等の研究指導)**

**第65条** 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

**(研究指導のための留学)**

**第66条** 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

**(修士課程及び前期課程の修了要件)**

**第67条** 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（1年履修コース）にあつては、1年）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

**(博士課程の修了要件)**

**第68条** 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若し

くは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

#### （専門職学位課程の修了要件）

**第69条** 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

#### （学位論文及び最終試験）

**第70条** 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### （修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

**第71条** 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

### 第3節 準用規定

#### (準用規定)

**第72条** 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

**第73条** 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (成績評価基準)

**第73条の2** 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

**第74条** 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位)」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第74条の2** 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位)」と、同条

第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

**(入学前の既修得単位の認定)**

**第75条** 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

**(留 学)**

**第76条** 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

**(休 学)**

**第77条** 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

## 第 4 章 学位プログラム

**(学位プログラム)**

**第77条の2** 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。

EUEキスパート人材養成プログラム

3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 5 章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

**(特別聴講学生)**

**第78条** 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする

者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

#### (特別研究学生)

**第79条** 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

#### (科目等履修生)

**第80条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

#### (聴講生、研究生及び専攻生)

**第81条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻読しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

#### (授業料の納期)

**第82条** 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

#### (外国人特別学生)

**第83条** 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

## 第6章 授業料、入学料及び検定料の額

#### (授業料、入学料及び検定料の額)

**第84条** 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

- 第84条の2** 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる
  - 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
  - 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
  - 5 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
  - 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

## 第7章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第85条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第1条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成



- 2 国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科及び人間環境学科は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の平成29年度から平成31年度までの総定員並びに学部の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第1のとおりとする。
- 4 別表の改正規定により入学定員を改める専攻の平成29年度から平成31年度までの総定員及び博士課程の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第2のとおりとする。

**附 則(平成30年3月21日)**

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は，改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず，平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする
- 3 平成30年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 平成30年度から平成31年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第2に掲げるとおりとする。

**附 則(平成31年2月26日)**

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附則別表第1（附則第3項関係）

年度	区分		総定員
平成30年度	医学部	保健学科	650
		学部計	1,275
	全学部合計		10,577

附則別表第2（附則第4項関係）

年 度	区 分		総定員	
			博士課程	
			前期	後期
			専攻別	専攻別
平成30年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22
	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10	
全博士課程合計		2,412		
平成31年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98
	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83
	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20

別表 収容定員

1 学 部

区 分		入 学 定 員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総 定 員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文 学 部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500	
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50				2	2	204		
法 学 部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経 済 学 部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経 営 学 部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理 学 部	数学科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化学科	30						120		
	生物学科	25						100		
	惑星学科	35						140		
医 学 部	医学科	100	260	5	5			625	1,265	
	保健学科	看護学専攻		80						640
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工 学 部	建築学科	93	565			学科共通 20	20	372	2,300	
	市民工学科	63						252		
	電気電子工学科	93						372		
	機械工学科	103						412		
	応用化学科	106						424		
	情報知能工学科	107						428		
	農 学 部	食料環境システム学科		36	160					
資源生命科学科		55				220				
生命機能科学科		69				276				
海 事 科 学 部	グローバル輸送科学科	80	200			学科共通 10	10	320	820	
	海洋安全システム科学科	40						160		
	マリンエンジニアリング学科	80						320		
合 計			2,518		5		135		10,567	

## 2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程				専 門 職 学位課程				修士課程		博 士 課 程				専 門 職 学位課程			
				前 期		後 期								前 期		後 期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻		17		8								34		24						
	社会動態専攻		27		12								54		36						
国際文化学 研究科	文化関連専攻		18		6								36		18						
	グローバル文化専攻		29		9								58		27						
人間発達 環境学研究科	人間発達専攻		51		11								102		33						
	(1年履修コース)		4						17				4					51			
	人間環境学専攻		36		6								72		18						
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18							74	74	54	54					
	実務法律専攻									80	80								240	240	
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20							166	166	60	60					
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32							102	102	96	96					
	現代経営学専攻									69	69								138	138	
理学研究科	数学専攻		22		4								44		12						
	物理学専攻		24		5								48		15						
	化学専攻		28	122	6	27							56	244	18	81					
	生物学専攻		24		6								48		18						
	惑星学専攻		24		6								48		18						
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻						100	100											400	400	
保健学研究科	保健学専攻		64	64	25	25							128	128	75	75					
工学研究科	建築学専攻		64		8								128		24						
	市民工学専攻		42		6								84		18						
	電気電子工学専攻		64	316	8	42							128	632	24	126					
	機械工学専攻		76		10								152		30						
	応用化学専攻		70		10								140		30						
システム 情報学研究科	システム科学専攻		28		3								56		9						
	情報科学専攻		21	73	3	12							42	146	9	36					
	計算科学専攻		24		6								48		18						
農学研究科	食料共生システム学専攻		26		5								52		15						
	資源生命科学専攻		42	120	8	23							84	240	24	69					
	生命機能科学専攻		52		10								104		30						
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11							150	150	33	33					
国際協力 研究科	国際開発政策専攻		26		8								52		24						
	国際協力政策専攻		22	70	7	23							44	140	21	69					
	地域協力政策専攻		22		8								44		24						
科学技術イノベ ーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10							80	80	30	30					
合 計			25	1,233	295	100	149			50		2,462	885	400	378						

# 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

最近改正 平成29年3月21日

## (趣 旨)

**第1条** 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (学 位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

### (学士の学位の授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### (修士の学位の授与の要件)

**第4条** 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

### (博士の学位の授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

### (専門職学位の授与の要件)

**第6条** 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

### (研究科の在学者の論文等提出手続)

**第7条** 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料

その他を提出させることがある。

- 5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

#### （研究科の在学者の論文等審査）

**第8条** 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

#### （研究科の在学者の最終試験）

**第9条** 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

#### （博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

**第10条** 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### （博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

**第11条** 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

#### （博士課程を経ない者の学力の確認）

**第12条** 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等

に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

**(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)**

**第13条** 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

**(論文及び審査料の不返還)**

**第14条** 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

**(修士及び博士の学位授与の審議)**

**第15条** 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

**(学位授与の申請)**

**第16条** 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

**(学位の授与)**

**第17条** 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、

当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

**(審査要旨の公表)**

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

**(学位論文の公表)**

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

**(専攻分野の名称)**

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては、第2項に規定する専攻分野の名称とともに、当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

**(学位の名称)**

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

**(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)**

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

**(様式)**

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

**(補則)**

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成 年 月 日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規定施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成 年 月 日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表第4（第20条第4項関係）

EUEキスパート人材養成プログラム
-------------------

別記様式第1（第3条により学位を授与する場合）

<b>学 位 記</b>		○第 号
大 学 印		氏 名 年 月 日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業した ので学士（○○）の学位を授与する		
年 月 日		
神 戸 大 学 長 氏		名 印

別記様式第2（第4条第1号により学位を授与する場合）

年 月 日	本学大学院○○○研究科○○○専攻の修士課程を修了 したので修士（○○）の学位を授与する	大 学 印	<b>学 位 記</b>	修 第 号
神 戸 大 学		氏 年 月 日生 名		

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修 第 号	学 位 記	大 学 印	氏 年 月 日 名	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期 課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学

別記様式第4（第4条第4号により学位を授与する場合で、別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修 第 号	学 位 記	大 学 印	氏 年 月 日 名	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期 課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
					本学○○プログラムを修了したことを証する	

別記様式第5（第5条第1項により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学大学院○○○研究科○○○専攻の博士課程を修了 したので博士（○○）の学位を授与する	大学 印	氏 年 月 日生	学位 記	博 い 第 号
						名

別記様式第6（第5条第2項により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に 合格したので博士（○○）の学位を授与する	大学 印	氏 年 月 日生	学位 記	博 る 第 号
						名

別記様式第7（第6条第1号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程 を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する	大学 印	氏 年 月 日生	名	学位 記	専 第 号
							号

別記様式第8（第6条第2号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年 月 日	本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程 を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する	大学 印	氏 年 月 日生	名	学位 記	専 第 号
							号

別記様式第9 (第4条から第6条により学位を授与する場合 (英文学位記))

学章

**KOBE UNIVERSITY**

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○○

UPON

○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM  
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○  
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF  
○○○○○○○○○

ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○
--	-----	--

別記様式第10 (第4条第2号により学位を授与する場合 (英文学位記))

学章

**KOBE UNIVERSITY**

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○○

UPON

○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM  
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○  
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF  
○○○○○○○○○

And☆

ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○
--	-----	--

備考 ☆には、別表第4に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第11

	年	月	日
〇〇研究科長 殿			
	学籍番号		
	氏	名	印

**学 位 論 文 審 査 願**

神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文	通
論文目録	通

別記様式第12

	年	月	日
神戸大学長 殿			
	氏	名	印

**学 位 申 請 書**

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。

備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第13

年 月 日
<h2 style="margin: 0;">論 文 目 録</h2>
氏 名 印
<p><b>論 文</b></p> <p>1 題 目</p> <p>2 印刷公表の方法及び時期 方 法 時 期</p> <p>3 冊 数 冊</p> <p><b>参考論文</b></p> <p>1 題 目</p> <p>2 冊 数 冊</p>

別記様式第14

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。					博士 契印
					○ 番号
					○ 授与年月日
					氏 名
					論 文 題 目
					者 取 印 扱

学 位 簿

# 神戸大学共通細則

平成16年4月1日制定  
平成16年7月29日改正  
平成16年12月21日改正  
平成17年6月30日改正  
平成17年12月28日改正  
平成19年3月30日改正  
平成20年3月18日改正  
平成21年12月8日改正  
平成23年3月31日改正  
平成24年3月14日改正  
平成25年3月27日改正  
平成26年3月26日改正  
平成26年9月30日改正  
平成27年3月31日改正  
平成28年3月31日改正

## (入学志願)

**第1条** 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

## (合否の判定)

**第2条** 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

## (宣 誓)

**第3条** 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

## (成 績)

**第4条** 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良（70点以上80点未満）

可（60点以上70点未満）

不可（60点未満）

2 秀，優，良，可及び不可の評価基準は，次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

#### （学 生 証）

第5条 学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

2 学生証は，入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

#### （欠 席 届）

第6条 学生が，2週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

#### （学生登録票）

第7条 学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

#### （身上異動・住所変更届）

第8条 学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については，第1条及び第2条の規定にかかわらず，各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については，第4条に定めるもののほか，必要があると認めるときは，各研究科において定めることができる。

#### （健康診断）

第10条 学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

#### （様 式）

**第11条** 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

**附 則**

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

**附 則**

この細則は、平成25年4月1日から施行し、改正後の別紙様式第9号の改正規定（「外国人登録原票記載事項証明書」を「住民票」に改める部分に限る。）は、平成24年7月9日から適用する。

**附 則**

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行の際限に在学する者で神戸大学共通細則の一部を改正する細則（平成24年3月14日制定）附則第2項の規定により、なお従前の例によるとされた者に係るこの細則による改正後の神戸大学共通細則の規定の適用については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成26年9月30日）**

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則（平成27年3月31日）**

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成 年 月 日）**

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

様式 1号

入 学 許 可 書

受験番号 番  
氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。

年 月 日

神戸大学長

A 4 (297mm×210mm)

様式 2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規  
律を守ることを誓います。

年 月 日

神 戸 大 学 長 殿

署 名

A 4 (297mm×210mm)

様式 3号

年 月 日

神 戸 大 学 殿

学部 学科

学籍番号 番  
住 所  
氏 名 ㊦

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 期 間 自 年 月 日  
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

様式 4号

年 月 日

神 戸 大 学 殿

学部 学科

学籍番号 番  
住 所  
氏 名 ㊦

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。  
A 4 (297mm×210mm)

様式 5号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科

学籍番号

本人住所

氏 名

④

退 学 願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

様式 7号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学科

学籍番号

住 所

氏 名

欠 席 届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1. 理 由

2. 期 間 自 年 月 日

至 年 月 日

A 4 (297mm×210mm)

様式 6号

(表)

神戸大学学生証

写真

所 属  
学 籍 番 号  
氏 名  
生 年 月 日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発 行 年 月 年 月 日  
有 効 期 限 年 月 日

神戸大学長 印

(図書館利用ID) (生協組員番号)

(裏)

**■ 注意事項**

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。  
 (1)本学教職員の請求があった場合  
 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合  
 (3)本学図書館を利用する場合  
 (表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

(シール貼付スペース)

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

様式 8号、9号 略

# 神戸大学学生懲戒規則

平成16年4月1日制定

平成17年3月17日改正

平成19年12月25日改正

平成22年3月23日改正

平成27年3月31日改正

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

## (懲 戒)

**第2条** 懲戒は、本学の規律に違反し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

## (懲戒の内容)

**第3条** 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）

ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めない。

## (懲戒の発議)

**第4条** 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

## (複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

**第5条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

## (弁 明)

**第6条** 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又

は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

#### (懲戒処分の決定)

**第7条** 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合には、前条の規定を準用する。

#### (懲戒処分の通知)

**第8条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

#### (懲戒の発効)

**第9条** 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

#### (無期停学の解除)

**第10条** 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

#### (異議申立て)

**第11条** 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以降に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日 教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。
  - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
  - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
  - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
  - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
  - (5) その他前名号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行われなければならない。学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

# 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生<sup>(\*)</sup>から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

(\* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

## I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀, 優, 良, 可, 不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1 単位あたりのGP 平均値 (Average) です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

## II. GPA 計算式について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA 計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目, 学芸員関連科目)<sup>(\*)</sup>

(\* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部, 研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

## 2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」（ $G P = 0 \sim 4.3$ ）の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」（ $G P = 0$ ）の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA（学期）の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

## Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

### 〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

### 〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」（Web）で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」（不合格）となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限（CAP制）」<sup>(\*)</sup>の単位数に入ります。  
履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

（\*「履修登録単位の上限（CAP制）」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。）

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講（履修）することはできません。
- ※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

#### IV. GPAの通知について

- ・成績評価はクォーター毎、「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2016年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2016年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web)単位修得状況照会

##### ■ GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年3月15日

※GPAは小数第3位を四捨五入して表示されます。

##### ■ GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日
2016年度	3.00	60	20	2016年9月15日	3.22	58	18	2017年3月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	基礎教養科目		○○○○○	2	2015	前期	秀	8.6	合

